

博士論文（要約）

1750年代の広州貿易の実態にみる中英関係の研究

藤原敬士

タイトル「1750年代の広州貿易の実態にみる中英関係の研究」

目次

序論	1
はじめに	1
先行研究整理	2
先行研究から見える研究課題	11
India Office Record およびその他の史料	12
方法論	14
本論文の枠組みと各章の位置づけ	19
本論文の枠組みの限界	21
補論 行商ギルド論誕生の背景	25
はじめに	25
第1節 イームスの広州貿易への関心	25
第2節 モースによる広州貿易研究と行商ギルド論への変化	29
第3節 行商ギルド論誕生の背景	32
小結	35
第1章 広州貿易社会の構成員と乾隆初期の貿易制度	37
第1節 イギリス東インド会社を取り巻くヨーロッパ諸国間の国際環境	37
第2節 広州における西洋人の受け入れと、行	39
第3節 乾隆初期の貿易制度	44
第4節 1754年の保商制度化	45
第2章 行商の貿易「独占」布告の発布と撤回	49
はじめに	49
第1節 広州貿易制度研究の課題	49
第2節 行商の貿易「独占」に関する布告の発布	51
第3節 管貨人による対応の違いと外交使節派遣構想	54
第4節 「独占」貿易の撤回	56
第5節 1755年布告・通達に対する管貨人の憂慮	59
第6節 布告前後の貿易実態	61
小結	65
第3章 貢品制度が広州貿易に与えた影響	67
はじめに	67
第1節 乾隆時期の貢品制度	69
第2節 貢品をめぐる状況の変化	70
第3節 貢品収集に関わる貿易制度の変化	74

第4節	イギリス人から見た貢品制度	77
小結	80	
第4章	1755-6年貿易実態の分析	83
はじめに	83	
第1節	1755年のパルマー委員会の短期取引	85
第2節	ピゴウ委員会の長期取引	93
第3節	ピゴウ委員会のシーズン外取引	95
第4節	ピゴウ委員会の2シーズン目の取引および活動	101
第5節	取引実態の分析	102
小結	106	
第5章	広州から輸出されたブラックティーの品質	107
はじめに	107	
第1節	先行研究から導かれる論点	107
第2節	グリーンティー・ブラックティーの商標	109
第3節	ブラックティーの商標の決定基準	111
第4節	イギリスに輸出されたブラックティーの品質	113
第5節	中国の文献に現れるブラックティー	117
第6節	最下級ブラックティー、ボヒーの品質	124
小結	125	
第6章	広東一港制限令にみる清朝の対外政策の制度と実態	127
はじめに	127	
第1節	寧波来航船への貿易許可	130
第2節	「不禁自除」への方針転換	131
第3節	禁令の発布	134
第4節	管貨人の対応の実際	138
小結	141	
第7章	1755年から57年の寧波貿易の成果	143
はじめに	143	
第1節	1757年の寧波における取引の条件	143
第2節	輸入品の取引	145
第3節	輸出茶の取引	146
第4節	絹(生糸)の取引	147
第5節	商業情報獲得のための暗闘	150
小結	154	
第8章	広州貿易制度の動揺と清朝側の対応	157
はじめに	157	

第1節	58年・59年の貿易動向	159
第2節	東インド会社による貿易制度改変の試み	164
第3節	清朝側の対応策	174
第4節	公行による取引のかたち	179
小結		180
結論		181

序論

はじめに

本論文は、1750年代の広州における対西洋貿易の実態の分析を通じて、貿易に関わる制度の形成と変遷について新たな知見を得ようとするものである。なぜならば、この問題は清朝時代の中国の本質や対外関係に対する認識に大きく関わるからである。そのことはこれまでの広州貿易に関する言説を見れば、一目瞭然であろう。

試みにアヘン戦争前の広州における対西洋貿易（以下、広州貿易と称す）についての通説を整理すると次のように言える。

純粋に貿易をするために万里の波濤を越えてやってきた西洋人に対して、中国側は少数の商人たちに貿易を「独占」させ、役人たちは高官から卑職に至るまで西洋人から賄賂を取り立てた。商人たちは「独占」だけでは飽き足らず、「公行」と呼ばれる連合団体を組織して貿易品の価格を自由に定め、暴利を貪った。この状況を改善するために派遣されたイギリスのマカートニー使節団は皇帝への謁見こそ叶ったものの、中国の尊大な態度により要求は一蹴された。こうした状況により西洋人は苦しめられ、それは武力によって中国を「開国」させたアヘン戦争まで続いた。これが広州貿易時代をめぐる、古くから知られたストーリーである¹。

誤解を避けるために述べておくが、広州貿易時代を研究する近年の研究者は、こうしたストーリーを打ち崩そうと努力を重ね、その成果も無視できるものではない。本稿もその成果に負うところ極めて大である。そしていわゆる通史や概説書の記述も、新しい研究に沿う形で変化が生じてきている。またアヘン戦争それ自体についても、かつては確固たる近代の始まりとしての意味を付与されていたが、現在では時代区分論争の影響もあって以前ほどの重要性を与えられなくなっている。

それでは近年のこうした論調の変化を前提としたうえで、改めて広州貿易時代やアヘン戦争の意義を問うた場合、どのように答えるだろうか。以前とは何か違うイメージを与えられるだろうか。貿易制度や行動の面で西洋人は数々の束縛を受け、マカートニー使節の来朝の際には謁見儀礼でもめた上、尊大な態度でイギリス国王の要求を一蹴し、アマースト使節に至っては皇帝に謁見すらできなかった。東インド会社が対中貿易の特権を喪失し、それに代わって貿易監督官として派遣されたネーピアは、官僚に直接文書を手渡そうとして失敗し、憤死した。こうした事例から見えるのは、相手を対等の人間として認識せず、自己の価値観に閉じこもってあくまでも尊大であろうとする、裸の王様としての中国イメージで

¹ こうした議論は、近年では「自由貿易帝国主義」論が最も親和性が高いといえよう。ここではアヘン戦争前の行商による貿易の「独占」（「管理貿易」）がアヘン戦争によって「自由貿易」になったという前提に立った議論を展開している。（小林隆夫「イギリスの東漸と東アジア貿易と秩序」和田春樹他編『岩波講座 東アジア近現代通史 1 東アジア世界の近代 19世紀』岩波書店、2010年所収、106～107頁。）

あり、中国の対外姿勢イメージではなかろうか。

筆者が注目するのも、まさにこの点である。広州貿易やアヘン戦争といったトピックは、中国、清朝がいかなる本質を持っていたか、あるいは彼らが外国とどのように向き合おうとしていたか、そして何よりもそうしたことをこれまでの中国史研究がいかに把握してきたのか、という姿勢を映す鏡なのである。こうした認識に立って、本論文では従来の中国イメージを再検討するために、改めて広州貿易時代の貿易制度およびその実態の解明に取り組みようとするものである。その手始めに、次節ではこれまでの研究が達成してきたこと、逆にまだ分析が不十分な部分を明らかにしたい。

先行研究整理

・ 19 世紀から 20 世紀初頭までの広州貿易研究

会社の中国貿易に関する包括的な著作は、1830 年代に現れる。アウバー (Peter Auber) の *China, an Outline of Its Government, Laws, and Policy*² とデーヴィス (John Francis Davis) の *The Chinese: a General Description of the Empire of China and Its Inhabitants*³ がその代表格であろう。アウバーは執筆当時、イギリス東インド会社 (以降、会社と略記) の本国役員会セクレタリー (本国役員会の往来書簡を管理し、役員会の命令を伝達した役職で、会社事務の要諦⁴) であり、デーヴィスは長年広州で会社船の貿易を監督した人物 (管貨人) であったことから、これらの著述は会社の中国貿易の遺産とも呼べるものであり、その内容からは、外交の窓口を開こうとしない中国に対する苛立ちが看取できる。

一方で同じ時期に、会社の貿易運営を批判するマーティン (Robert M. Martin)⁵ のような立場もあり得たが、これは会社の対中国貿易独占に対する非難という明確な政治目標を持っていた。

この後、アヘン戦争後にはハンター (William C. Hunter)⁶ などのように、広州に滞在した経験のある人々が自らの体験談を出版している。以上で紹介した著作は、同時代的分析か個人の回顧録という意味合いが強かったが、これ以降、20 世紀初頭の中国における西洋人の置かれた環境を明確に意識し、その問題意識から過去に遡って広州貿易時代を研究しよ

² Peter Auber, *China, an Outline of its Government, Laws, and Policy: and of the British and Foreign Embassies to, and Intercourse with That Empire*, Parbury, Allen and co., London, 1834.

³ John Francis Davis, *The Chinese: a General Description of the Empire of China and Its Inhabitants*, Charles Night, London, 1836.

⁴ Martin Moir, *A General Guide to the India Office Records*, The British Library, London, 1988, p. 35.

⁵ Robert Montgomery Martin, *British Relations with the Chinese Empire in 1832: Comparative Statement of the English and American Trade with India and Canton*, Parbury, Allen & Co., 1832.

⁶ W. C. Hunter, *Bits of Old China*, Kegan Paul, London, 1855, Do., *The Fan Kwae at Canton, Before Treaty Days 1825-1844, by an Old Resident*, London, 1882.

うとする著述が現れる。イームス⁷(James Bromley Eames)の *The English in China* (1909年出版) とモース⁸ (Hosea Ballou Morse) の一連の著作、*The Trade and Administration of China* (1908年出版)、*The Guilds of China* (1909年出版)、*International Relations of Chinese Empire* (1910~18年出版) がそれである。これらの研究が従来の著作と明確に区別されるのは、この時期までに出版された文献を歴史史料として利用し、必要な部分には註を附し、歴史研究の手續きに基づいて書かれたものであると評価しうるからである。

モースの広州貿易研究

20世紀初頭にこれらの研究が生まれてくる背景には、在華西洋人社会が抱えていた特殊な事情があった。その問題については序論の後に補論を設けてそこで詳しく検討することとし、ここではモースの研究の大略と研究史上の意義を述べるに留める。

モースの研究の特徴は、彼自身が19世紀から長期間に亘って海関税務司として勤務した自身の経験に根ざした、中国の商業慣習や商人の伝統的形態への深い理解に基づいていることである。そのため氏の初期の著作は、東西交渉史研究の資料としてだけでなく、経済史研究においても欠かすことのできない資料ともなっている。

そのような氏の目には、中国の商人は西洋人にも容易に御することのできない存在として映っていた。この理解は、中国近代経済史研究において度々議論されてきた「中国人の団結力」が西洋人の中国進出を阻んだという文脈に通じるものであった。

そして氏は広州貿易を研究するに当たって、この視点を当時の中国人商人(行商)の機能と、彼らと西洋人との関係を理解するために用いたのである。そうした氏の見解が最も直截的に示されるのが、*The Guilds of China* である。その中で氏は行商を中世ヨーロッパのギルドと同質のものとみなし、官から与えられた貿易「独占」の特権を活かし、個々の取引においても、様々な交渉においても常に行商が強いイニシアティブを握った、と論じた。また官の側も行商を助けて西洋人の自由を束縛する数々の規則を作って西洋人を苦しめた、とした。これが、その後100年に亘って定説となっていく論の根幹であった。

この後1910年から18年までの期間に *International Relations of the Chinese Empire* 計3冊が出版される。この本では総論として政府機構・税制が明らかにされ、継いで17世紀のヨーロッパ人の来華初期から辛亥革命時期までを扱う。

そして1920年代になって *The Chronicles of East India Company Trading to China* (以降、『編年記』と略称) でモースは初めてIORを用いることになる。この本はIORのうち

⁷ James Bromley Eames, *The English in China: Being an Account of the Intercourse and Relations between England and China from the year 1600 to the year 1843 and a Summary of Later Developments*, Pitman, London, 1909.

⁸ Hosea Ballou Morse, *The Guilds of China: with an Account of the Guild Merchant or Co-Hong of Canton*, 2nd edition, Shanghai, 1932, Do., *Trade and Administration of China*, Kelly & Walsh, Shanghai, 1908, Do., *The International relations of the Chinese Empire*, vol.1-3, reprinted in Taipei, 1978.

の広東商館記録を摘録した史料集という性格が強く、彼自身による総括や体系的な分析が排除されていることに特徴がある。とは言え、彼が史料の一部を選び掲載するという行為自体に、彼が読者に対して広州貿易をどの様に見せるかという意思が働いているように見え、それは時折現れる短文の解説からも看取される。この辺りの問題については後段において個別に紹介したい。それよりもここでこの本について触れておかなければならないのは、後の研究に対する影響力である。すでに紹介したように、アウバーやイームスは IOR を使ったが、それに次いだのはモースである。しかも彼は IOR の原文を大量に引用し、数量データを豊富に掲載し、貴重な社員間の通信文書も付録として折り込み、5冊にもなる大著を編んだのである。そのためこの本はこの後 IOR そのものと同等の価値を持つと評価されるようになり、モースの後に生まれる諸研究、例えばアメリカのプリチャード⁹や中国の梁嘉彬といった、それぞれの国をリードする研究者も皆、まるで IOR を分析するかのようになり、この本を分析した。戦後ではフェアバンク¹⁰やグリーンバーグ¹¹らが用い、中国では翻訳されて流布し、1990年代に差し掛かるころに直接 IOR を分析する研究が生まれ始めるが、それらはほんの例外で、結果として現在に至るまでモースの『編年記』の影響力は薄れていないように思われる。

行商研究への傾倒

モース以降の研究を簡単にまとめると、1960年代に欧米や日本で国際関係論的視点（いわゆる「朝貢体制」「条約体制」に関するものを含め）での研究が隆盛を迎えたことを除けば、概ね行商の実態分析に傾倒していったと評することができよう。それはモースという「完成型」が出現した後では、自然な流れであったと考えられる。モースに欠けていたのは、中国側の史料であった。それらは例えば、清朝の内部で遣り取りされた行政文書（檔案）類であり、行商の一族の経歴を明らかにしうる族譜などであった。この方面の研究を先導したのは梁嘉彬である。もちろん1930年代に利用できた檔案は現代と比べると極めて少なかったと言わざるを得ないが、梁嘉彬はそれらの檔案を利用して年代記を編みなおし、IOR に名前が残されている行商の存在を中国側から裏付けた¹²。

こうした行商研究は梁嘉彬以降一旦衰え、一時期、十三行の起源を明らかにしようとした研究が見えるが¹³、1990年代頃を境に中国・香港・台湾で再び商人の実態を分析する研究

⁹ Earl H. Pritchard, *The Crucial Years of Early Anglo-Chinese Relations, 1750-1800*, Research Studies of the State College of Washington, Vol. 4, Nos. 3-4, 1936.

¹⁰ John King Fairbank, *Trade and Diplomacy on the China Coast, the Opening of the Treaty Ports 1842-1854*, Harvard University Press, 1953.

¹¹ Michael Greenberg, *British Trade and Opening of China 1800-42*, Cambridge University Press, 1951.

¹² 梁嘉彬『広東十三行考』, 国立編訳館, 1937(民国26)年。

¹³ 彭澤益「清代広東洋行制度的起源」『歴史研究』1957年第1期、1957年、同「広東十三行続探」『歴史研究』1981年第4期、1981年。

が現れた。中国では黄啓臣・章文欽ら中山大学のグループ、香港では張榮洋¹⁴ (Cheong Weng Eang)、台湾では陳国棟¹⁵ (Chen Kuo-tong Anthony) が重要な研究を行った。中山大学の学者らは、1990年代ころには『編年記』やハンターらの記録を徹底的に調査し、それぞれの行商の事跡を明らかにするという研究手法をとっていた¹⁶。しかし2000年ころになると、行商の実像を徹底して描き出すため、行商の子孫と協力し族譜の内容を紹介しつつ分析するといった、黄啓臣による研究も出現した¹⁷。これによって行商らの経歴のみでなく、その一族の出自や家族関係、さらに行商であった者たちの子孫がどのような経歴を辿っていくのかが明らかになった。このことはその行商の存在意義をより長いタイムスパンで評価することを可能とし、近代期に中国の辿った歴史と関連付けて理解することができるようになったことを意味した。

一方、張榮洋と陳国棟はそれぞれ IOR を用いた点で、これまでの研究と一線を画していた。そして貿易の形態から行商たちの内実を理解しようとする問題意識も似通っていた。

張は特に18世紀の行商たちを統合的に理解する視座を打ち出した。彼は行商の出自、活躍した時期、取引の中で果たした役割、広州当局との関係を基準に、行商たちを3つのパターンに分類した。張は行商になる以前に行外商人として活躍していた商人が多いことや、行商となった後も、取引面や資金面において行外商人と強く結びついていたことに特に注目し、そうした行外商人が官に任命されて行商になり、後に破産してゆくというサイクルを描いたのである。

一方、陳国棟は行商らの負債・破産に着目し、なぜ行商らの多くが破産したのかという問いを立てた。その問いに対する答えとして、官による搾取や西洋人との大量の取引や行外商人の活動が、少量の資本しか持たない行商たちを苦しめ、破産に追いやったと論じた。

この両者の研究によって新たな展開を見せたのは、行商理解についてはもちろんであるが、それ以上に、行外商人が当時の貿易にとって如何に重要であったかという認識が生まれたことであると言える。行商は彼ら自身では対西洋貿易の全てを賄うことができず、行外商人が資金提供者として、また内地から広州に輸出品を引き出す客商としても欠かすことのできない存在であったことが、IORの分析を通じて明るみに出たのである。それでも行商が貿易を「独占」していたという制度面に対する再検討は進まなかった。多くの研究者はこの時点に至ってもまだ、制度面について論じる際にはモースの研究を参考文献として挙げ

¹⁴ Weng Eang Cheong, *The Hong Merchants of Canton, Chinese Merchants in Sino-Western Trade*, Surrey, 1997.

¹⁵ Kuo-tung Anthony Ch'en, *The Insolvency of the Chinese Hong Merchants, 1760-1843*, Taipei, 1990.

¹⁶ そうした成果の一部は、広州歴史文化名城研究会・広州市荔湾区地方志編纂委員会編『広州十三行滄桑』、広東省地図出版社、2001年、章文欽『広東十三行与早期中西関係』広東経済出版社、2009年などに顕らかである。

¹⁷ 黄啓臣・龐新平『明清広東商人』、広東経済出版社、2001年、黄啓臣・梁承鄴『広東十三行之一 梁経国天宝行史迹』、広東高等教育出版社、2003年、潘剛児・黄啓臣・陳国棟編著『広州十三行商之一：潘同文(孚)行』華南理工大学出版社、2006年。

ていたのである。

日本における研究

日本における広州貿易研究の初期の研究者として矢野仁一¹⁸が挙げられる。その論点は、中国はイギリス人に必需の茶を施す立場であったから常に中国側が優位であり、また貿易の「権衡」も常に中国に有利であったという認識を前提とし、その状況を逆転させるためにイギリスはアヘンを中国に持ち込み、アヘン戦争が引き起こされたというものであった¹⁹。その後広州貿易に特化した武藤長蔵や松本忠雄の行商研究が現れた²⁰。その後中国との関係が悪化するにつれ、広州貿易やアヘン戦争に対する極端な認識が登場する。宮崎其二のアヘン戦争に関する研究は、その最たる例である。その論の大略は、成熟した資本主義社会のイギリスが旧態依然たる封建国家の清朝を滅ぼすことは「自然の理法」であり、それがアヘン戦争という形をとって現実となったというものである。その時、広州貿易研究は、中国がいかに遅れた社会であるかを強調するために持ち出された²¹。

戦前、戦後を跨ぐように、根岸佶のような商業に関する実地調査に基づいた研究が現れるが²²、60年代から70年代にかけて政治外交史という立場から為された坂野正高による研究は、現代に至るまで国際関係史研究などの分野において影響を与え続けている²³。

日本の広州貿易研究において転換点となったのは、1980年代後半の佐々木正哉の研究だろう。佐々木はそれまでの行商の強固な「独占」論を放棄し、彼らは官僚からの搾取や行外商人の貿易参入によって弱体化させられ、到底西洋人を統制する力は持ち得なかったと論じ、通説の批判を試みた。ただ、それと引き換えに、商人に対して勒索を行った官僚たちに対しては、より厳しい論調がとられることになった²⁴。

こうした流れを受けて、広州貿易の再検討を、統治制度や貿易制度の面から行ったのが岡本隆司である。何より評価されるべきは、イームス・モース以来、いかなる研究においても自明視されてきた貿易制度、特に行商の「独占」についての再検討を行ったことである。氏は中国のいわゆる税関であった海関に着目した研究を行い、その中で、行商（「外洋行」）や公行は取引の「独占」を企図して設けられていた訳ではなく、西洋船から安定して徴税する

18 矢野仁一『近代支那の政治及文化』、イデア書院、1926年、同『近世支那外交史』弘文堂、1930年、同『近代支那外国関係研究』弘文堂、1928年。

19 矢野仁一『近代支那の政治及文化』、314～318頁。

20 武藤長蔵『広東十三行図説』山口高等商業学校、1931年、松本忠雄「広東の行商及夷館」（上中下）『支那』第22巻第12号・第23巻第1～2）

21 宮崎其二「阿片戦争の経済的意義」『社会経済史学』、第2巻第2号、1932年。

22 根岸佶『買辦制度の研究』日本図書、1948年。

23 坂野正高『近代中国政治外交史：ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで』東京大学出版会、1973年。

24 佐々木正哉「清代広東の行商制度について—その独占形態の考察—」『駿台史学』第66号、1986年。

ための制度であったに過ぎなかったと言う。また、その行商たちが経営難に追い込まれてゆく中で不安定化する貿易秩序をいかに維持してゆくかという問題こそが当事者にとって最も重要な課題であった、と論じた²⁵。

近年の中国における研究

近百年の中国における広州貿易研究の整理として、冷東「20世紀以来十三行研究評析」がある²⁶。表題どおり20世紀初頭から現在までの主要な研究が列挙されており、中国における研究の傾向を知るには便利であるが、それぞれの論者がどのような論を展開しているのかを知ることができない。そこで、ここでは特に21世紀に入ってから中国における研究の中で主要なものを紹介する。

広州貿易の「不合理」さを行商ではなく、清朝の体制の責に帰す論調として、李金明「広東十三行：清代封建外貿制度的犠牲品」²⁷や、呂鉄貞「公行制度初探」²⁸などが挙げられる。また周湘「清代広州行商倪秉登事迹」²⁹も同様の立場から、当時世界的規模で形成されていた新しい経済システムに清朝は順応することができなかつたと説く。そして戴逸は、その清朝の体質は自ら内に閉じこもり尊大であり、それがために正常な外交と貿易関係を築くことができず、中国発展の困難を増大させたと「清代乾隆朝的中英関係」³⁰の中で論じる。こうした清朝の守旧性を前提として、独占体制崩壊は歴史の必然であったと極端な主張をするのは曹英「鴉片戦争前中英貿易中的壟断問題」³¹である。蕭国亮のように長期的な視点で行商制度の変質を捉えようとするスタンスもあるが、前期は清朝の貿易管理の道具として、アヘン貿易が活発になってからはアヘン密貿易の片棒を担ぐ共犯者であり、西洋人の侵略を手助けしたという文脈で語っている。

すなわちこれらの研究については、世界の新しい趨勢を顧みない旧態依然たる清朝イメージを強調しようとする傾向が顕著であるとまとめられよう。18世紀の清朝の対外戦略を強烈に批判するこれらの研究は、研究史の観点から言えば20世紀初頭の研究への回帰であると評価せざるを得ない。

²⁵ 岡本隆司『近代中国と海関』名古屋大学出版会、1999年、91、105頁、同「朝貢」と「互市」と海関『史林』90巻5号、2007年、103～104頁。

²⁶ 冷東「20世紀以来十三行研究評析」『中国史研究動態』2012年第3期、2012年。

²⁷ 李金明「広東十三行：清代封建外貿制度的犠牲品」『広東社会科学』2010年第2期、2010年。

²⁸ 呂鉄貞「公行制度初探」『広西師範大学学報（哲学社会科学版）』40巻2号、2004年4月。

²⁹ 周湘「清代広州行商倪秉登事迹」『中山大學学報（社会科学版）』2001年第5期第41巻（総173期）、2001年。

³⁰ 戴逸「清代乾隆朝的中英関係」『清史研究』1993年第3期（総第11期）、1993年。

³¹ 曹英「鴉片戦争前中英貿易中的壟断問題」『湖南商学院学報』12巻5号、2005年10月。

各国の史料を用いた各国の研究

イギリス東インド会社以外の東インド会社の対中国貿易を研究したものとして、まず1960年代にフランス東インド会社の視点から広州貿易を研究したデルミニエの研究を挙げることができる³²。デルミニエは広州での貿易だけでなく、フランス東インド会社の起源と性質、フランスとアジア各国との関係、中国で買い付けた茶がヨーロッパでどのように流通したか（イギリスへの密輸も含め）、さらには独立後のアメリカが広州貿易に参入したことなど、広範なテーマを議論の俎上に上げている。また広州における貿易品の取引価格など、膨大なデータに基づいたグラフも極めて重要な成果である。ただ60年代という時代の研究水準を反映してか、制度面での理解に不十分な点があることは否めない。例えば、公行について述べた節では公行の成立を1720年代とし、それがアヘン戦争まで継続したという立場を採るなど（実際には公行は1720年・60年の2度組織されそれらはいずれも解散している）、参考にする際には十分な検討が必要であると言える。

またオランダ東インド会社の広州貿易を研究したものとして、劉勇（Liu Yong）の業績がある³³。すでに知られているように、レオナルド・ブリュッセイ（J. L. Blusse）らはアジア海域におけるオランダ東インド会社の活動を包括的に研究したが³⁴、それらは主にバタヴィアに軸を据えたものであり、広州貿易については劉勇ほどの詳細な研究は見られなかった。とは言え、氏の研究は広州での貿易ばかりに焦点を当てたものではなく、オランダ東インド会社がアジアでの取引の拠点をよりバタヴィアに移してゆく過程の中で、本国—バタヴィア—広州という貿易構造が形成されていったことや、本国に持ち帰った茶葉がどのように売りさばかれてゆくのかという点にも言及した、分析の射程とする範囲が極めて広いものである。広州における茶の購入について見れば、どういった商人から、どのような形態（即売なのか、契約なのか）で購入したかという構造を明らかにしようとする研究である。その分析を経て、オランダ東インド会社と安定して契約による取引を行っていたのはいわゆる行商たちであり、その他の行外商人たちは補助的な役割であったという結論を得ている。

このように各国の広州貿易に関する史料を用いた研究の最たるものが、ファンダイク（Paul A. Van Dyke）の研究である。彼はオランダ、スウェーデンの豊富な史料を用い、個別の行商に関する研究を進め、これらは現在最も参照されるべき文献となっている。また広州での貿易を支えた買辦や通事、引水（外洋船が珠江を遡行して広州に向かう際に雇われた官許の水先案内人）らの活動について具体的イメージを与え、これまで詳しく知ることので

³² Louis Dermigny, *La Chine et Lioccident, Le Commerce a Canton au X VIII e siecle, 1719-1833*, Imprimerie nationale :Paris, 1964.

³³ Yong Liu, *The Dutch East India Company's Tea Trade with China 1757-1781*, Leiden: Boston, 2007.

³⁴ J. L. Blusse, *Strange Company: Chinese Settlers, Mestizo Women and the Dutch in VOC Batavia*, Leiden: KITLV Press, 1986, Do. Badaweiya huaren yu zhonghe maoyi 巴达维亚华人与中荷贸易, Nanning: Guangxirenmen chubanche, 1997.

きなかった広州での金融取引についても数値データを用いて紹介した³⁵。

また彼によって編まれた最も新しい行商研究が、2011年に出版された *Merchants of Canton and Macao* である。この一書は、ファンダイクがこれまでマカオ特別行政区政府文化局が発行する *Review of Culture* に発表してきた行商一族に関する数編の論文を基礎とし、貿易の状態に関する総合的な記述や、これまで取り上げられてこなかった行商の経歴などを大幅に追加したものである³⁶。すなわち、研究史の中では、モースやプリチャード、フェアバンクなどの東西交渉史の系統ではなく、梁嘉彬、張榮洋、陳国棟らの行商研究の後継に位置すると言えよう。

ただ、この研究は用いている史料の面において、従来の研究を圧倒した。ファンダイクは IOR だけでなく、オランダ・スウェーデン・デンマーク・ポルトガル・アメリカ・フランス・中国などの広州貿易に関する史料を調査、発掘し、それらの史料を駆使してこの研究を完成させた。IOR を用いた研究はこれまでもあったし、フランス・オランダ・スウェーデンの東インド会社の広州貿易に関する研究は散発的ながら重要な成果を上げてきたが、ファンダイクほど徹底したマルチアーカイバルな研究は行われてこなかった。彼はそれを行うことにより、これまでベールに包まれてきた行商たちの盛衰、取引、一族、他の商人とのパートナーシップなどを明らかにした。

また彼はこれまで論じられてきた広州貿易イメージに大きく転換を迫るような見解を次々に打ち出している。従来の広州貿易イメージでは、広州の西洋人たちは広州当局者の「ゆすり」により不当に搾取され、行商の「独占」によって取引相手を選ぶことができず、取引価格も中国側に有利であったために正当な利益を得ることができなかった、という考え方が定説であった。しかしファンダイクは、価格が相場変動制によって自由な変動を示し、それが行商を苦しめたこと（217頁）、そうした不安定要素の克服のため行商は西洋人や中国人内地商人から大量の前貸しを受け取ったが、それにより彼らの立場が一層弱まったこと（16頁）などを強調している。また広州当局の態度についても、当局者は西洋人をなるべく多く広州に誘致したいがために、西洋人と行商との間でトラブルがあると、西洋人の側を支援したこと（217頁）や、行商たちの「独占」組織であると言われる公行が存在していた時も、行商たちが力を持ちすぎることを恐れて内地商人に西洋人と直接取引をすることを認め、公行による「独占」を防いだこと（217頁）などを論じている。総じて言えば、行商の置かれていた状況が非常に困難であったことを強調すると共に、彼らの間の協力関係や対立関係が1755年の「独占」制度の構築や1760年の公行設立など、広州貿易の動向に大きな影響を与えたという見方であると言えよう。

³⁵ P. A Van Dyke, *The Canton Trade, Life and Enterprise on the China Coast 1700-1845*, Hong Kong, 2005.

³⁶ P. A. Van Dyke, *Merchants of Canton and Macao, Politics and Strategies in Eighteenth-Century Chinese Trade*, Hong Kong University Press, 2011. この研究書の内容に関する出典は、以下本文中にそれぞれ括弧で示す。

近年の日本における通史・概説書の変化

以上の研究の流れを総括するならば、次のように言えるだろう。非常に長い期間にわたって信じられてきた行商「独占」論は、1990年ころを境に次第に批判・検討が加えられるようになった。行商は西洋人を完全に統制できるほどの権力や経済力を持ち得なかったとする論が基調になってくる。制度としては「独占」が許されていたが、彼らは小資本であったがゆえに西洋人との大口取引で恒常的に負債を抱え、そこに行外商人たちが付け入って西洋人との取引を拡大し、「独占」体制を骨抜きにってしまったというのである。

このような専門研究における論調の変化に対し、日本におけるいわゆる概説書・通史などの記述にも大きな変化が見られる。すでに1997年刊行の『世界の歴史 19 中華帝国の危機』（並木頼寿・井上裕正著、中央公論社）では行商の説明に「独占」の文字はなく、「ヨーロッパ諸国との貿易は主に『行商』という特許商人が担当」とあるように、排他的独占者ではなく主たる取引相手であったという認識が示されている³⁷。また『中国の歴史 09 海と帝国 明清時代』（上田信著、講談社）では行商と公行の混同が見られるなど幾つかの誤解が見られるものの、公行が貿易を「独占」したとは明記されていない³⁸。日本では数少ないヨーロッパ各国の東インド会社についての著作である『興亡の世界史 15 東インド会社とアジアの海』（羽田正著、講談社）でも行商「独占」の文言はなく³⁹、『清朝と近代世界 19世紀 シリーズ中国近現代史①』（吉澤誠一郎著、岩波書店）でも同様である⁴⁰。さらに岩井茂樹は『岩波講座 東アジア近現代通史 1 東アジア世界の近代 19世紀』の中で、拙稿（本論文第2章）を註に引き、行商に属さない商人たちが西洋人の商人と取引したことを強調している⁴¹。これが第一の特徴である。

だが一方で、西洋人が広州での貿易状態に不満を持っていたとする論調に変化はない。すなわち、その不満の原因を行商との対立に求めるのではなく、清朝や地方官僚が定めた貿易規則や西洋人の行動を制限する諸々の命令・布告に求めている。これが第二の特徴である。

それではこの両方の特徴から得られる広州貿易のイメージはどのようになるだろうか。西洋人は取引の現場では行商の「独占」商人としての特権により、価格やその他の面で苦しめられることはなかったが、官僚たちは強引な手段で取引環境を悪化させ、これに抵抗しようにも直接の交渉が禁じられていた。そこでマカートニーなどの使節を派遣したが結局何

³⁷ 並木頼寿・井上裕正『世界の歴史 19 中華帝国の危機』中央公論社、1997年、42頁。

³⁸ 上田信『中国の歴史 09 海と帝国 明清時代』講談社、2005年、360～364頁。

³⁹ 羽田正『興亡の世界史 15 東インド会社とアジアの海』講談社、2007年、345～346頁。

⁴⁰ 吉澤誠一郎『清朝と近代世界 19世紀 シリーズ中国近現代史①』岩波書店、2010年。

⁴¹ 岩井茂樹「朝貢と互市」、和田春樹他編『岩波講座 東アジア近現代通史 1 東アジア世界の近代 19世紀』岩波書店、2010年、151頁。

一つ要求を聞き入れてはもらえなかった、という流れとして理解できるだろう。

このように見てくると近年の通説は、これまでの研究者によるモース批判を汲み取って、行商が中世ヨーロッパのギルドと同様の「独占」商人であったという論調は放棄していると評価できよう。

先行研究から見える研究課題

通史・概説書の中から「独占」の文字が消えた事は、旧来の通説が完全に過去の物となったという印象を与えかねないが、果たしてそう言えるだろうか。本当にそうした状況になるには、次の2点が立証されなければならない。それは第一に、清朝側が「独占」制度を設けなかったこと、第二に、実際の取引において西洋人にとって不利となる条件を行商側から押し付けられなかったことである。だが、ここまでつぶさに見てきたように、これまでの研究はこの2点について立証している訳ではない。

第一の点について、ファンダイクや張榮洋、陳国棟、佐々木正哉、岡本隆司らの研究は「独占」制度の存在を否定してはいない。むしろ、1755年に定められたとして、それを肯定している。その主張が旧来の説と違うのは、「独占」制度がありつつも、その制度はそれほど強固なものではなかったこと、1830年代に至るまでに形骸化していたために、西洋人への影響力は限定的であったことを主張したという点に他ならない。

第二の点に関しては、問題をより細分化すると副次的に次のような問いが生じるはずである。それぞれの中国人商人が、行商であろうとなかろうと、どの程度の分量の貿易品を取引したのか、それが取引全体に占める割合はどのくらいか。また取引価格についても、茶の価格帯はどのくらいであったか、高級茶と低級茶との価格差はどの程度か、シーズン中の価格の変動はどのようになっていたのか、茶の供給量は安定していたのかなどである。これらの問いに具体的な事例を挙げて答えられて初めて取引における西洋人と中国人との関係を知ることができるのではなかろうか。陳国棟やファンダイクがこの問題を解き明かそうとして数値を扱うが、いずれも厳密性に欠けるものである。その詳細は第5章の冒頭に譲る。

繰り返しになるが、通史・概説書から「独占」の文字が消えたことは、その専門の研究がモース以来の説の否定に成功したことを意味するものではない。むしろ根本的な問題は残されたままでありながら、克服されたものとして看過されようとしていると言えよう。本論文で100年も前のモースらの研究を、近年の研究と同等に重要視して真正面から取り扱わなければならない理由はここにある。

以上の認識を受けて、本論文で筆者が特に検討すべきだと考えるのが、次の2点である。まず、行商の「独占」制度が存在していたか否かという点に象徴される、先行研究が提示してきた広州の貿易制度の実態である。この問いをより敷衍して、清朝中央や地方官僚が出した西洋人に対する命令は果たしてどのような状況の中で出され、どのような意味をもっていたのかという点も含めて検討したい。その目的のために本論文では1754年の保商の制度化、1755年の「独占」布告発布の顛末、1757年の広州一港制限上諭、1760年の「防範外

夷規条」・公行成立などの出来事を分析の対象として設定する。

次に、貿易の実態をできる限り詳しく再現する。これは貿易の構造や取引価格を改めて検証する作業でもあるが、その主眼は、イギリス東インド会社の駐在員（管貨人）と中国人商人たちはどのような力関係の中で日々の業務を行っていたのかを明らかにすることにある。

これら制度や実態の詳細にアクセスするためには、最もオリジナルな史料に立ち戻って、自らの目で検討する以外にないだろう。それを可能にする唯一の史料が、IOR、インド省記録の東インド会社商館日誌である。

India Office Record およびその他の史料⁴²

本研究で主要な史料として用いるのは、インド省記録（India Office Record）の中に含まれる広東商館記録である。これは管貨人委員会の日誌および協議の記録であり、個々の管貨人委員会の広州での日々の取引、管貨人委員会内での協議、中国人商人や広州当局との交渉などの記録、別の管貨人や会社船の船長、本国役員会への手紙の写しなどが含まれている。しかしこの史料は全ての年度、委員会のものが完全に揃っているわけではなく、欠落している箇所も多い。これは会社の記録保存体制が整備されるのが比較的遅かったことに起因していると考えられる。

会社が文書保存に取り組むようになったのは1770年代以降のことである。広州商館記録に関して言えば、それらは当初ブックオフィス（Book Office）において管理されていた。ブックオフィス自体は18世紀初頭から存在したと言われるが、そこで文書管理を担当する役職が設けられたのは1771年のことであり、そこから本格的に保存が始まったと考えられる。その後1778年にはブックオフィスと並んでインド関係文書記録所（Register of Indian Records）が設置された。これ以降ブックオフィスでは現行の文書の管理、記録所では過去の記録の掘り起こしと整理が進められ、文書保存の体制が整うことになった。

こうした事情により、1770年代以降の広東商館記録については史料の欠落が少なく、統計の数値についてもかなり整理されて書き残されるようになった。しかしそれ以前は史料的な空白が多く存在する。例えば、一貫してインド省に保管されていた広東商館記録はG/12シリーズであるが、これは1754年から1770年まで欠落していた。モースは1920年代にこのシリーズを調査して『編年記』の第1巻から第4巻までにまとめた。しかしその後外務省（Foreign Office）から1755年から1770年までの欠落を補うことのできる広東商館記録のR/10シリーズが見つかったため、これを用いて第5巻を完成させたのである。そういった意味では、1750年代を対象として扱う本論文は、主に外務省に保管されていた広州

⁴² IOR の紹介・利用指南としては、Martin Moir, *A General Guide to the India Office and records*, The British Library, 1988, William Foster, *A Guide to the India Office Records, 1600-1858*, London, 1919, S. C. Sutton, *A Guide to the India Office Library with a note on the India Office Records*, London, 1967.などが有用である。本節の整理もこれらに拠った。

商館史料を用いて分析を行うと言ったほうが、より正確である。

しかしそれでも広州貿易の全体像を知るには史料が足りない。それと言うのも、年度で見れば欠けることなく一貫して史料が残っているように見えても、そうした史料も1年の出来事や取引の一部分をカバーするに過ぎないからである。後段で触れるように、会社の本国役員会は中国派遣船の編成に当たって、その船の広州での貿易を監督する管貨人を指名し、管貨人5,6人を1つの管貨人委員会として組織し、彼らに2,3隻の船を管理させた。18世紀中ごろには会社は5隻以上の船を送っているのです、1年の間に広州に複数の管貨人委員会が派遣されたことになる。広州での商館記録は管貨人委員会ごとに作成されたため、同じ年度でも複数の商館記録が存在することになる。これらが全て揃って初めて全体像の把握が可能になるが、そこまで完全に保存されてはいない。

さらに注意しなければならないのは、1つの委員会の記録が残されていても、それは本国内で記録用に書き写される段階で内容が削られてしまったものであるかもしれないという点である。委員会によっては100ページを超える記録がある一方で、10ページに満たないものもある。R/10シリーズの場合、どの記録を残し、どれを棄てるかという基準は外務省側で判断された可能性もある。その判断基準を明示した史料はないが、史料の残され方から推察するに、委員会と広州当局との交渉、著しい制度の改変、清朝中央と関わるような事件や交渉の記録、他の国の東インド会社とトラブルがあった場合の往来文書などが選ばれ、残されているように見える。こうして見ると、IORがいかに不完全な史料であるかが理解できよう。各章で用いる史料の残存状況については、各章の冒頭でそれぞれ説明を附すこととする。

それでもIORはアヘン戦争前の中英国際関係、貿易関係を分析する上で、現在においても欠かすことのできない史料である。その理由は、第一に、先行研究整理の部分で述べたようにこれまでの研究では管貨人委員会の協議で話し合われた内容や、そこに書きとめられた管貨人の評価や心情吐露を利用するのみで、個々の取引の記録は打ち棄てられてきたからである。そもそも、協議の内容も制度や取引に対する管貨人の不満も、全て実際の取引環境から導き出されたものであったはずである。それだからこそ取引の詳細を知ることができれば、取引の制度および慣習の実態、或いはその変遷が明らかになり、そうした環境にいた広州当局者、中国人商人、管貨人たちがどのような立場から、何を考えていたのかという点についてもより理解が進むはずである。たとえ全ての年度の正確な貿易統計を再現しえなくとも、残された史料を使い、より取引の実態に迫る努力が必要であろう。

第二に、取引の実態を知りうる史料が中国側に存在しないことである。取引を分析する際には、売買した両者の記録をつき合わせて検討すべきであろうが、広州での貿易に関して言えば、中国人商人側の記録は店舗商人から行商に至るまで、今まで全く発見されていない。中国語で記された行商と管貨人の往来文書や取引契約書の類は各国東インド会社の史料中に散見され、ファンダイクもこれを利用しているが、彼も論じるように商人の個々の取引や収支を知りうるような台帳などが見つかる可能性は極めて低い。また広州当局が残した史

料も北京との往来（上諭・上奏）があるだけで、取引や制度を詳細に知りうるものであるとは言えない。以上の理由から、本論文では改めて IOR の分析に取り組むこととする。

その他に拠るべきは中国語の文献である。広州貿易に関する史料は両広総督や粵海関監督からの上奏（寧波に会社船が派遣されたときには閩浙総督も）、清朝中央から地方への上諭をその主たる史料として取り上げる。これら清朝の政府檔案は、北京の第一歴史檔案館に保存されている。筆者もこれらを参照したが、すでに史料集として出版されている内容と異なる。もっとも重視すべき史料集は『清宮粵港澳商貿檔案全集』⁴³であり、康熙年間から宣統年間までの広い時期を扱うだけでなく、内閣宮中檔から軍機処録副に至るまで、収録されている史料も中国の檔案館に残存しているものをほぼ網羅している。これと同時に『乾隆朝上諭檔』⁴⁴『宮中檔乾隆朝奏摺』⁴⁵などを併せて参照した。この他、戦前に故宮博物院から刊行された『史料旬刊』⁴⁶、イギリスで発見された中国語文献を収録した『達衷集』⁴⁷などは上述の史料集には載録されていない乾隆年間の文献も含まれている。イギリスにある中国語文献では FO931 が知られている。これは第二次アヘン戦争の際に広州の衙門からイギリスに持ち去られたものであり、少数ではあるが知府・知県レベルの檔案も残されている。そのため研究分野によっては必読の史料であるが、乾隆年間の広州貿易について言えば利用できる檔案は残されていない。

近年、中国では行商の一族の族譜を用いた研究および族譜の要約も発表され、行商一族の詳細な情報も知りうるようになった。場合によっては中国において族譜そのものの閲覧も可能である。こうした史料も適宜用いることにしたい。

方法論

本論文では歴史学的手法で広州貿易の制度と実態について分析を行う。しかし、こと制度の分析に関しては、近年の経済学による制度分析の論点や成果にも目配りをする必要があるだろう。

経済学者であるアブナー・グライフは、制度分析に関わる問題意識を次のように論じている⁴⁸。

この新しい見方は、制度とは何か、それはどのように発生するのか、制度の実証分析はどのように行うことができるのか、そして制度の安定性や変化に影響する要因とは何であるかを明らかにする。また、制度は過去の影響をなぜ、そしてどのように受けるのか、なぜ制度は時として変化するのか、なぜ制度は社会によって大きく異なるのか、そしてなぜ制度の変革を目的とした政策を立案することが

⁴³ 中国第一歴史檔案館編『清宮粵港澳商貿檔案全集』、中国書店、2002年。

⁴⁴ 中国第一歴史檔案館編『乾隆朝上諭檔』、檔案出版社、1991年。

⁴⁵ 国立故宮博物院編『宮中檔乾隆朝奏摺』国立故宮博物院、1977—1986年。

⁴⁶ 『史料旬刊』、国風出版社、1963年。

⁴⁷ 許地山編『鴉片戦争前中英交渉史料 達衷集』、1928年（初版）、龍門書店、1969年。

⁴⁸ アブナー・グライフ著、岡崎哲二・神取道宏監訳『比較歴史制度分析』、NTT出版、2009年、4頁。

困難であるのか、といったことに説明を与える。

こうした観点は本論文における問題関心と相当程度重なるものであり、歴史学がこれまで分析を加えてきた制度研究とも関心を共有するものである。そうしたこともあって、歴史学の側でも近年、研究の枠組みを提示する際に新制度学派経済史や比較制度研究との関係を論じる著作が増えている⁴⁹。このように研究の対象や問題関心が共通している以上、その論理的枠組みについても、より理解を深めていく必要があると筆者は考える。そこで以下では、まず近年の経済史からの制度研究の動向について簡単に整理する。

新古典学派経済史の分析枠組みを現実の問題に当てはめて考えたときに現れてくる矛盾を鋭く指摘をしたのは、ダグラス・ノース⁵⁰であった。彼は、各国において経済的發展をもたらす経済成果を制度評価の軸とし、なぜ大きな経済成果を達成する効率的な制度がある一方で、逆に非効率的な制度を採用する国が存在するのか、また制度の変化はどのように理論化できるのかという問いに取り組んだ。そしてこれを理解するために、取引コストという概念に注目した。

その後、アブナー・グライフはノースと同様の問題に取り組みつつ、ノースが意識的に提示してこなかった制度の起源について考察を進め、制度はそれを守ろうとする人々の動機によって成立し、同時にそうした人々の行動を制約するものでもあるという考え方に至った。この考え方は制度の「内生」と呼ばれ、彼の論の特徴のひとつとなっている。彼がこうした結論を提示したのは、ゲーム理論を利用して制度の諸側面を理論化したことが影響していると考えられる。特定の制度（ルール）の下での個々の人々（プレイヤー）の行動の選択と、行動に対する予測を用いて分析する手法としてのゲーム理論は、分析上、個々人の行動とその影響を重視する傾向があるといえる。また彼は理論的な要素だけでは実態を分析することが難しいという立場から、歴史学者が用いてきたような史料を利用して理論を実態面から裏付ける作業を行った。具体的には、マグリブ商人の懲罰制度やジェノヴァの国家形成の問題を取り上げ、それは言うなれば、経済学と歴史学を融合させる試みであった。

この他、比較制度分析を目指す青木昌彦は、グライフが理論化しえていない課題についてもその解決の方法を提示しつつ、制度分析をより精度の高いものに押し上げている。

以上のような制度理解は、歴史分析の際にも有効であると思われる。特に個々のアクターの行動が制度の形成、換言すれば合意的秩序形成に向かっていくという議論は、広州貿易の事例においても、慣習的に形成され変化してゆく商人同士の取引制度を分析する際に欠かすことのできない視点であろう。また制度の形成に関与したそれぞれの人々の動機にまで

⁴⁹ 古田和子編著『中国の市場秩序：17世紀から20世紀前半を中心に』慶應大学出版会、2013年、村上衛『海の近代中国』名古屋大学出版会、2013年、7頁。

⁵⁰ ダグラス・C・ノース、ロバート・P・トマス著、速水融・穂本洋哉訳『西欧世界の勃興—新しい経済史の試み』ミネルヴァ書房、1994年、ダグラス・C・ノース著、竹下公視訳『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房、1994年、ダグラス・C・ノース著、大野一訳『経済史の構造と変化』日経BP社、2013年。

踏み込んで考察を加えようとする本論文と、その枠組みの理解において共通している点が多い。そこで本論文においても、個々人の行動が制度を形成し、それが制約ともなるという理解を共有し、制度および実態の分析を進めていきたい。

その際、ひとつ解決しておかなければならない課題が発生する。それは、国家が制定する制度と、それを享受する（あるいは制約を受ける）人々との関係をどう理解するかという問題である。これについては経済学においても争われている点のひとつである。すなわち、グライフのように、制度に関係する人々が制度に影響を及ぼし、制度を改変してゆくという論を採用した場合、国家（立法機関）と民衆とが同等の権限あるいは影響力を持つという理解にもなりかねない。例えばグライフは中世ヨーロッパにおいて、支配者が商人の権利を無視して過酷な制度を課す時、商人たちのギルドは禁輸をもってこれに対抗し、自らに不利益な制度を撤回させるという事例を紹介している。そのとき支配者もゲームのプレイヤーとして設定され、短期的な利益を得ようとして商人の信用を失うよりも、商人の所有権を保障して、強力なギルドと良好な関係を築いておくほうが利得が大きいという判断をするという。そしてなぜ支配者はわざわざそのような強力な組織を作らせるのかという問いを發し、「それは、相互に有益な取り決めに自分自身が従うことを可能にするためである。」⁵¹と答えていることから、制度形成のために支配者に抵抗する力を持つ組織が必要であるという見解を持っていることが分かるだろう。

しかし一方でノースは国家を、「暴力に比較的優位を持ち、構成員に課税できる力で境界線が決まる一定の地域にまたがる組織」であると定義し⁵²、国家には強制力があることを前提とし、個々のプレイヤーに与えられるゲームのルール（すなわち制度）は、そうした国家などによって（つまりプレイヤーにとって外的要因によって）与えられるものであると考えた。

以上のような、国家が作る制度は人々にとって外的要因か、あるいは内生的なものかという認識の差異は、国家が民衆に及ぼす権力というものをどう評価するべきか、という問題に対する見解の相違でもある。おそらく、中世において都市国家が分立していたイタリアやドイツ地方、あるいは近世において国家財政を運営するために民間の団体に諸々の権限を付与したイギリスのように、国家の権限が比較的弱かったとされる事例のみを見れば、そうした見方も可能であるように思われる。

それでは本論文が対象とする清朝時期の中国でも、同じ前提が成り立つだろうか。中国史の側では、これまで国家およびその権力の位置づけについて相当量の議論が蓄積されている。ノースのように、国家がルールを作り、人々はその中でプレーするという考え方は、民衆が彼ら自身の利得のために国家の制度を改変することができないという意味で、中国の専制国家論と類似している。代表的な論者として、足立啓二や大谷敏夫がいる。足立の論は

⁵¹ アブナー・グライフ『比較歴史制度分析』、105頁。

⁵² ダグラス・C・ノース『経済史の構造と変化』、51頁。

そもそも皇帝と民衆との間に中間団体が存在することを前提とした封建論批判に由来する専制国家論であり、国内の様々な物的・人的資源・情報が国家機関に収斂され、それらに基づいて皇帝が決裁を行う力を持っていたとする⁵³。足立と同様に、こうした国家の性質および構造について大谷は次のように述べる⁵⁴。

中国史にあつては、大地主は決して領主化せず、専制権力機構に組みこまれていたのであり、専制君主と農民を結合する官僚制によって一元的支配が成立していたとみるべきである。ここでは土地所有権は国家に属し、農民も基本的には国家への隷属民という形をとっていた。

こうした論じ方においては民衆が国家と同等のプレイヤーであるという発想は生じ得ないであろう。

しかし中国史研究においても国家の権力や制度の在り方を、グライフなどと近い目線から捉える研究もまた存在する。岸本美緒に代表される地域社会論、或いは岩井茂樹が見せる中央に対する地方の財政的自律性⁵⁵、さらには清朝が推進する立憲制の導入に対し地域エリートがいかに自律的に対応し、いかに清朝を「見放した」かを描いた田中比呂志の研究⁵⁶などがそれに相当しよう。

特に岸本は制度に従うという行動について、次のような見方を示している⁵⁷。

現世を超えた「神」や「天」は別として、この世界のなかに、専制君主の権力を支えてくれる正当性の基礎は本来何もないはずだ。もしあれば、専制君主の正当性を保証する人物なり制度なりが君主の上位に立つこととなり、「専制」という概念との間に論理矛盾を来してしまうからだ。専制君主の権力と正当性は、ただ、天下の人々が積極的であれ消極的であれ彼に従っている、という「事実」のなかにある。

ここではまさにグライフが論じようとした、人々が制度に従う動機を持つことによって初めて制度が成立しうる、という命題が展開されており、極めて重要な指摘となっている。

さらに岩井茂樹による国家による法令の性質を論じた次のような一文もまた、経済史の制度分析の考え方に通底する枠組みを提示していると思われる⁵⁸。

上からの法令であっても、皇帝であれ官僚であれ誰か個人の恣意によって決定されたものだと片付けることはできない。例えば、決定に参加する者たちの価値観や思考論理にまで遡れば、その価値観や思考論理を生み出したイデオロギーという上位の規範の存在を問題にせざるをえないし、法令や規約が経済上の問題にかかわるばあいには、対象となっている社会の利害状況がどのように認識され、

⁵³ 足立啓二『専制国家史論—中国史から世界史へ—』柏書房、1998年、同著『明清中国の経済構造』汲古書院、2012年。

⁵⁴ 大谷敏夫『清代の政治と文化』朋友書店、2002年、25～26頁。

⁵⁵ 岩井茂樹『中国近世財政史の研究』京都大学出版会、2004年。

⁵⁶ 田中比呂志『近代中国の政治統合と地域社会—立憲・地方自治・地域エリート—』研文出版、2010年、311頁。

⁵⁷ 岸本美緒「皇帝と官僚・紳士—明から清へ」、網野善彦・樺山紘一・宮田登他編『岩波講座 天皇と王権を考える 第2巻 統治と権力』岩波書店、2002年所収、243頁。

⁵⁸ 岩井茂樹編『中国近世社会の秩序形成』京都大学人文科学研究所、2004年、i~ii頁。

その法令や規約が利害状況にどのような変化をもたらすことを期待していたのかということの問題にせざるをえない。法令のような人定法の生成も、文化の伝統や利害状況という社会における秩序問題から切り離すことができないわけである。〔中略〕

法令や規約が社会秩序を規定する重要な要素であることは確かである。しかし、それらが秩序を形成する力を現実には発揮するのは、それを受容したり、拒否したり、ねじ曲げたりする人々の反応を通じてである。制度は社会における秩序形成の場のなかでそれがどのように働いたかという問題に眼をむけたばあいにはのみ、その機能を理解することができるわけである。

ここでは、法令を享受する人々が法令を制定した存在に直接法令の改変を迫るといった図式は含まれていないが、法令の制定に際しても、国家を取り巻く環境や思想を無視することができないということと、法令の機能という側面から見れば、それが国家の意図したとおりに機能するとは限らないということを指摘している。こうした制度理解は、かなり説得力を持っており、積極的に検討すべき価値をもっているように思われる。

ただし、これらの議論は「専制」か、或いはそうでないかの二者択一の結論を争っている訳ではないことに留意したい。それについて岸本は次のように述べる⁵⁹。

ただここで確認しておきたいことは、「君主独裁」と「無為政治」とは、中国の政治観の中で必ずしも矛盾せず、むしろ相表裏するものであったということである。これを「国制」的な権力配分の問題ととらえ、「皇権」と「紳権」とどちらが強いか、といった形で問題を立ててみるならば、それは容易に決着のつかない論争となろう。しかし、そもそもそうした「国制」的枠組にしばられず「独裁」から「無為」までの伸縮自在の幅をもっていた中国の皇帝政治のあり方を考えてみるならば、我々は中国の皇帝政治の多様な相貌を無理なく理解できるであろう。

このように、ひとつの体制に対して二通りの評価が可能であったという考え方はそれ自体、中国史研究のひとつの到達点であるといえよう。

翻って本論文では、すでに言及したように、制度の起源を個々のプレイヤーの選択行動に求めるという理解を基本的に共有する。ただし、国家の制定する制度の扱い方、すなわち国家権力をどのように捉えるかという点については、歴史学、経済学のそれぞれの分野における議論に鑑み、最初からどちらかに足場をおいて先入観の下で論じることは避けたい。また何か新たな観点を提示できる可能性があるとしても、それを序論で論じることは場違いであろう。多くの先人が取り組んできたのと同様に、史料から導き出される広州貿易の具体的な実態を紹介し分析した上で、国家と制度の問題については改めて論及したい。

また予め断っておくことがあるとすれば、本論文は経済学の制度分析やゲーム理論の手法の不備欠点を批判し、それを補う理論を構築することを目的としてはいない、という点である。むしろ本論文の大部分は、用いるべき史料を用いて、広州貿易の制度の中身を再検討してゆくことに費やされる。すなわち、現在の広州貿易研究の現状では、ゲーム理論を用いて選択行動を分析する以前の、ゲームのルール自体が如何なるものであったかを解明しな

⁵⁹ 岸本美緒「皇帝と官僚・紳士―明から清へ」、264頁。

ければならず、本論文はまさにそれを目的としていることに留意していただきたい。

本論文の枠組みと各章の位置づけ

以上で述べた筆者の立場と分析に当たっての方法論をより具体的に示すために、以下では本論文の枠組みを図示し、そこに各章の内容を当てはめて、内容を概観してみたい。

図中の四角で囲まれた清朝中央⁶⁰・広州当局・イギリス東インド会社・行商・行外人は、行動の主体となる存在を表す。楕円で囲まれた 3 つの制度は、それぞれ清朝中央からの上諭によるもの、広州当局の布告によるもの、現地で慣習化されたものを指す。この 3 つの階層の法令や規則が混然一体となってひとつの秩序を形作っているという理解である。

上諭についてみると、清朝中央から出された法令は上諭の形式で発せられ、現地の当局者によって関係者に通達される。その後、法令が機能する際に各商人たちの選択行動によって変質が起こり、その情報がフィードバック 1 としてまず当局者にもたらされる。当局者は場合によって、その状況について清朝中央にフィードバック 2 する。前者と後者とを区別しているのは、現場での反応が広州当局者によって歪められ、そのまま清朝中央にまで伝えられない状況を想定してのことである。

布告については、清朝中央から与えられた方針や要求に従い、両広総督および粵海関監督としての比較的強い行政の権限を用いて発せられるものである。これに対して同意、拒否の反応が商人たちから当局者に直接伝えられ、当初の布告が改変されることもありえる。こうした布告は清朝中央に報告されることは少ない。

インフォーマルな制度は、法令ではないが、それまでの取引の慣習や、自然的な要因（季節風の風向きによって貿易シーズンが決まっている等）によって制約される、諸々の規則・習慣のことである。

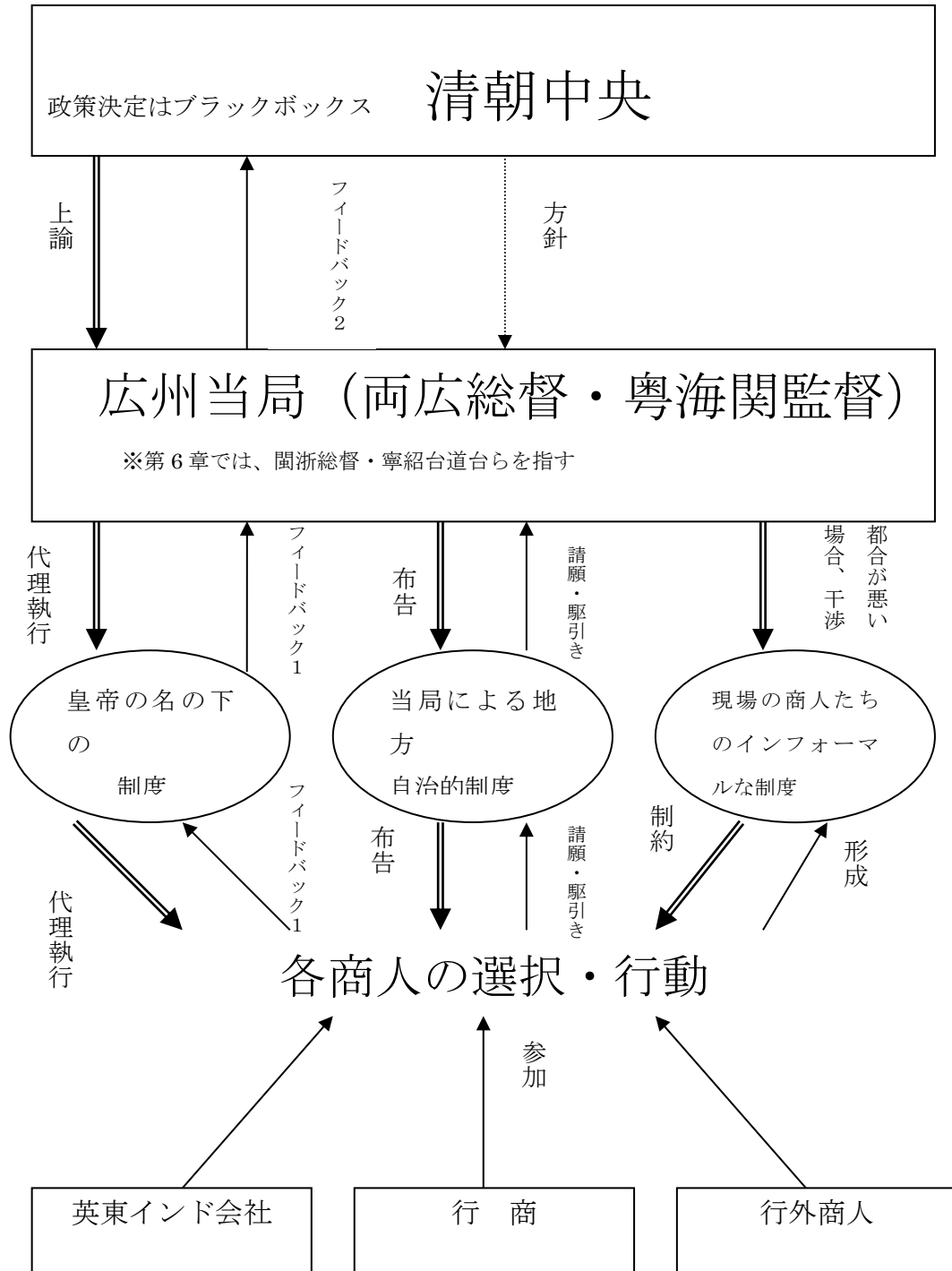
次いで各章の内容を簡単に説明しておきたい。

第 1 章では会社の管貨人たちがいかなる使命を帯びて広州に来航していたかを、北ヨーロッパのアジア物産流通網に注目しつつ明らかにする。また来航後に管貨人らが接触した中国人商人たちについて解説を加え、貿易に関わる登場人物の実像と関係性について俯瞰する。それを踏まえた上で、1736 年（乾隆帝即位の次年）から 1754 年代までの貿易制度について概括する。特に乾隆帝が即位後に発した上諭がその期間の貿易を規定していたこと

⁶⁰ 豊岡康史は朝廷内での合議が清朝の政策決定に及ぼした影響を重視し、皇帝の名義で発せられる上諭についても、それが必ずしも皇帝自身の意思決定であると断言することはできないという立場をとる。（豊岡康史「清代中期の対外政策決定過程とその叙法—乾隆・嘉慶期の海賊問題を中心に—」東京大学文学部人文社会系研究科博士論文、2010 年）こうした合議は皇帝および主要な大臣たちによって行われたことから、豊岡は彼ら政策決定の主体を「清朝中央」という語を用いて表現した。筆者もこうした見解に賛同するものであり、本稿においてもこれまで「乾隆帝の」意思決定であるとされてきた事柄について、史料上そう断言することができないという理由から、清朝中央と表現する。ただしそこでは乾隆帝自身の意思決定であった可能性も考慮されている。

と、1754年に広州当局の布告により保商が制度化されることで、次第に貿易の状況が変わってゆくことを論じる。

図：序 - 1 本論文構造見取り図



第2章では、1755年に広州当局によって発せられた、行商に貿易を「独占」させようとする布告が、西洋人や中国人商人らの抗議を経て、従来の制度に引き戻されてゆく過程を論じる。

第3章では、広州貿易の状態を左右した「裏の貿易」とも言える貢品制度に分析を加え、広州当局者が広州で貿易を管理するに当たって皇帝からいかなる使命を負わされていたか、一方でイギリス人管貨人たちが貢品制度と広州貿易とをどのように関連付けて認識していたかを明らかにする。

第4章では、IORに記録された日常の取引記録から、当時の貿易の実態、それを制約していた慣習的制度などを明らかにし、西洋人が取引において不利な立場にあったというイギリス側の主張が正しかったかどうかを検討する。

第5章は中国から輸出された茶がいかなる品質のものであったかを解明する。これは管貨人や中国人商人にとっての利害状況を知る作業である。

第6章では、有名な1757年の広州一港制限が清朝中央によって発布される経緯を追う。東インド会社が寧波に最初に派遣した55年には乾隆帝は貿易を許可しているが、そこから紆余曲折を経て、禁令の発布に至る。この出来事は、当時の清朝中央がどのような姿勢で西洋人に向き合ったか、清朝中央と地方官僚の関係性はいかなるものであったかという疑問に答えを与える。

第7章では1757年の寧波での東インド会社の貿易記録を分析し、どのような制度の下で貿易が行われ、どういう結果をもたらしたか、という問題に論及したい。その際、広州での貿易との比較を念頭に置いて論を進める。この章で登場する安徽の茶商人が後に広州に至り、広州で貿易制度が改変されてゆく原因のひとつになってゆく。

第8章では、58年から60年にかけて広州で起こった制度変化の内容と、その原因を論じる。この制度変化とは西洋人の行動を制約する規則と、先行研究において「独占」団体と評価されてきた公行の成立を指す。これらは、政治的側面、経済的側面が複合的に関係し、広州当局だけでなく清朝中央も積極的にコミットしてくるという性質を持っているため、ここまで各章で論じてきた様々な要素を統合して分析を行う。

本論文の枠組みの限界

序論の最後に、本論文がカバーしえない問題について予め断っておきたい。本論文は直接には広州に来航したイギリス東インド会社船の貿易を分析するものであるが、その背景に18世紀のアジア海域における多様な人々の活動を見据えておかなければならない。その際たるものは、アジア海域を広く交易の場とした華人と、西洋人のカントリートレーダーの存在であろう。これらの人々に関しては、濱下武志の議論⁶¹から始まり、秋田茂⁶²によるグロ

⁶¹ 濱下武志『朝貢システムと近代アジア』岩波書店、1997年。

⁶² 秋田茂編著『アジアからみたグローバルヒストリー：「長期の18世紀」から「東アジアの経済的再興」へ』ミネルヴァ書房、2013年。

一バルヒストリー研究に至るまで多くの研究があり、これまで多大な成果を上げてきた。またカントリートレーダーについて言えば、張榮洋のジャーディン・マセソンに関する研究⁶³、フィリップ・オドレールによるフランス人の活動に関する研究があり⁶⁴、羽田正によるフランス人商人シャルダンの研究では、シャルダンの息子がインドから中国に貿易に向かったことが知られている⁶⁵。

実際、アジア海域を航海し貿易に従事していた大部分の商人は、各国の東インド会社だけでなく、こうした個々の商人であったと考えられ、国籍に縛られず境界を跨いで活動する彼らの存在は研究対象として魅力的なものである。広州もその例外ではなく、18世紀には多様な地域の人々がカントリートレーダーとして訪れていたはずである。

また各国の東インド会社に属する高級社員は、会社船の船倉に自身の貨物を積むスペースを与えられ、これを利用して独自の取引を行っていた。これを私貿易、プライベートトレードという。さらにレオス・ミュラーの研究によれば、スウェーデン東インド会社の高級社員は、広州に来ると自分の資金を投資して商品を買ひ、パートナーを雇ってその商品を輸送し他所で販売させて蓄財していたという。この他、西洋人や中国人の商人を相手に資金を貸し付けて利益を得ていた⁶⁶。

こうした前提に立てば、広州に来航した西洋人、特に各国東インド会社社員は義務として会社の貿易を行い、個人の商売として私貿易、そしてカントリートレーダーによる貿易への投資を行うという、3種類の貿易活動を同時並行で行っていたものもいたことになる。こうした彼らの活動の全ての側面を調べ、統合してみると極めて興味深い研究結果が得られることであろう。

しかし、今回本論文で用いる IOR では、そうした多様な貿易活動を描くことは難しい。イギリス東インド会社の記録では、広州に来航していたはずのカントリートレーダーについて、官僚とトラブルを起こし管貨人らに問い合わせが来るのでなければ、まったく記録に残らない。また社員の私貿易についても会社に報告する義務があったようであるが、商館記録の中には書き残されていない。これを調べるためには、その商人自身が書き残した史料を利用するのが最も良いが、その他にインドで録られた商人に関する記録などから間接的に知るという方法を模索する以外にない。

すなわち、本論文は18世紀の広州における貿易全体の構造や実態を明らかにするものではない。広州に来航していた実に多様な人々のうちイギリス人管貨人のみを取り上げ、彼らが行っていたであろう様々な取引活動のうち会社のために行っていた取引のみを取り

⁶³ Cheong, Weng Eang, *Mandarins and Merchants: Jardine Matheson & Co., a China Agency of the Early Nineteenth Century*, London: Curson Press, 1979.

⁶⁴ フィリップ・オドレール著、羽田正編『フランス東インド会社とボンディシエリ』山川出版社、2006年。

⁶⁵ 羽田正『冒険商人シャルダン』講談社学術文庫、2010年、288頁。

⁶⁶ レオス・ミュラー著 玉木俊明・根本聡・入江幸二『近世スウェーデンの貿易と商人』嵯峨野書院、2006年、229～232頁。

上げるという、極めて限定的なものである。本論に進むに当たって、この点をご諒解いただきたい。

本論文のインターネット公開に際し、掲載済み学術雑誌の規定により、第 2 章・第 3 章を省略した。

本論文の単行本化に際し、出版社との契約により補論・第 1 章・第 4 章・第 5 章・第 6 章・第 7 章・第 8 章を省略した。

結論

結論をまとめるに当たって、まず本論文全体の論旨を整理しておきたい。

1736年（乾隆初年）の上諭によって、それまで広州貿易の管理者たる両広総督・粵海関監督（広州当局）によって行われてきた賄賂の強要が規制され、管貨人たちは比較的良好な条件の中で取引できていたと認識していた。しかし1754年になると貢品となる貴重品確保のため広州当局によって保商の制度化が進められ、行商は必ず西洋船の保商にさせられた。行商たちは互いに提携しあうことなどを通じて危機的状況を回避しようとした。管貨人にとってもこの制度は無駄に行商の負担を増すことから不合理に見え、再三抗議したが容れられなかった（第1章）。その翌年の1755年に広州当局は行商を利用した貴重品収集を徹底するため、さらに行商を取引を「独占」させる布告を発したが、これは西洋人および中国人商人の強い反対にあい、「独占」に関わる規定は撤回された。そのための条件として、管貨人は高級船員らが持ち込む貴重品を海関の役人に一番に見せることを総督に約束した（第2章）。広州当局がこのような要求をしたのは、徴税額を確保する目的の他に、乾隆帝がイギリス人から価値のある舶来品を買い付けるよう彼らに命令していたことが影響していた。管貨人もその事情を理解していたが、行商らが貴重品買付けを代行させられていたことが原因で、行商が経営難に陥っていたと認識していた。そのために広州当局とイギリス人との対立が深刻化していった（第3章）。しかしイギリス人の貿易実態に目を移すと、高騰する生糸の購入、本国から持ち込む毛織物の売却で行商らに負担をかけていたことも事実であった。さらに故意に貿易シーズン内の茶を購入せず、シーズンが終わって売れ残った茶を安い値段で買い叩いており、それが50年代を通じて定例化していたことも明らかになった。このことは茶取引の価格に関して、会社側が有利な値段で取引し、それを常態化させようとしていたことを意味した（第4章）。古い茶を買ってもイギリス側がそれほどリスクを感じなかったのは、ブラックティーの下級茶であるボヒーはそもそも生産地においては最低級の苦い茶葉と混ぜ合わせられ、また広州に運ばれるまでの間に腐敗し、それを焦がすほどの強い火力で加工したものであり、それ以上劣化することのないようなものであったためであると結論付けた（第5章）。

一方これと同時期に、広州で両広総督らが行商たちへの管理を強めている事態を回避する目的で東インド会社は寧波に船を派遣した。清朝中央は当初これを黙認したが、内地の官僚や商人がイギリス人と結託する事を恐れてイギリス人を広州に引き戻そうとした。その手段として56年には寧波の関税額を広州の2倍に設定したが、57年にも来航して貿易を望んでいると寧波当局から報告を受けたため、広州以外の港への来航を禁じる上諭を発した。実際には、57年にはイギリス人は寧波での税額を聞いて帰帆しようとしたのだが、寧波の道台以下地方下級官僚らが引きとめたため、彼らは寧波で貿易をすることができた（第6章）。しかしその取引は、必ずしも全てが管貨人の思い通りに運んだわけではなかった。

寧波では、毛織物などの輸入品は広州よりも高値がついたが、期待された生糸の価格は広州のそれと大差なく、仕入れてくれる商人を探すことすら困難な状況があった。ただ寧波で徽州の茶商人の汪聖儀とのコネクションを得られたことは、会社にとって大きな利益となった（第7章）。以上のような事情で広州以外での貿易が難しくなったことから、管貨人たちは広州で貿易環境に対する働きかけを、これまで以上に強化した。イギリス側は常駐委員会を設置して取引の一本化を図り、汪聖儀を使って内地茶産地の茶を買い付けさせ、生糸の価格を調査させるために中国人エージェントを江蘇に派遣した。またシーズン外取引を価格の面でさらに有利に進め、価格交渉でも行商に対し常に強気であった。さらにプリントが寧波、天津に赴き皇帝に粤海関監督李永標の不正を告発した。事態を重く見た清朝中央はイギリス人の「跋扈」を止めるため、広州当局に命じて防範外夷規条を制定させ、彼らの行動を厳しく取り締まった。これと同時に広州当局は経営上苦境に陥った行商たちを救済し貿易環境を従来の状態に戻すことも企図していた。防範外夷規条の中の数条はそうした意図を持っており、さらに行商たちの連合体（公行）の組織化を強力に推し進めたこともその文脈で理解できる（第8章）。

以上の内容を前提として、序論で提示した課題についてそれぞれ答えていきたい。

・「独占」制度の有無について

まず、「独占」制度が清朝中央や広州当局によって設けられたかという問いについては、1750年代は、という留保をつけつつも、否と答えられるだろう。これまで多くの研究が「独占」制度の根拠として依拠してきた1755年布告についても、その布告のあとも結果として行外商人との自由な取引が認められた。また行商という存在自体も決して少数に限定された特権的な立場ではなく、1755年の布告の中に、資本のある商人は行商になって貿易に参加する事ができるという文言が書きこまれていることや、1759年に王三爺などの新しい商人が参入したことに見られるように、広州当局は対西洋貿易に参入する商人を受け入れていたのであり、「行商」は固定化された特権商人とはいえない。

もちろん貿易の実態としては、管貨人たちは行商に取引を依存しており、取引数量から見ても行外商人の取引への参入は限定的であった。そうした状況を利用する形で、広州当局が行商たちへの管理を強め、数々の任務を課したことも事実である。その任務とは、50年代前半にまずは貢品の収集、50年代後半には貢品に加え税収を確保することであった。

・貿易の実態について

しかしこれらの任務の負担増加に比べ、貿易の状況は行商にとって芳しくなかった。会社が持ち込む輸入品の多くは会社にとっても行商にとっても欠損を出す商品であり、その欠損を補って管貨人に代金を支払う唯一の術が、茶と絹・生糸の売却であった。しかし生糸産地では価格が高騰し、管貨人も少しでも安く買うために強引に取引を進めたため、生糸の売却で逆に損をするようになり、茶に至っては管貨人の意図的なシーズン外取引によって単価を大きく引き下げられ、これらの取引で利益を得ることができなくなったと考えられる。

・制度の形成について

こうした状況が発生したことは、決して行商の責任とは言えない。絹産地の価格高騰は50年代を通じた傾向であったし、茶の単価引き下げは管貨人に責任があった。この他にも管貨人は会社側の取引窓口を一本化するために常駐委員会を設置し、行商を飛び越して内地の茶・絹産地にアクセスするために中国人を雇い、行商に資金を貸し付ける時には抵当として行を要求し、あわよくばそれを取り上げて駐在の拠点を築こうとするなど、従来の貿易制度を根底から覆す変更を次々に加えていった。この時に特徴的なのは、会社および管貨人たちは制度の中でも慣習の部分に変更を加えることで貿易制度全体を自己に有利なようにコントロールしようとしている点である。そもそもイギリス政府も会社の本国役員会も広州の管貨人も、清朝統治下の広州では官僚や商人や民衆の行動を規制するような命令や布告を発することはできない。そのため彼らが広州貿易の制度に変更を迫ることなど不可能であるように考えがちである。だが実態は違っていた。それまでの制度を変えるには、ただ管貨人たちの行動パターンを少し変えさえすればよかったのである。それは、シーズン中に買っていた茶葉をシーズンが終わってから買うようにすること、特定の中国人を信用して独自に内地の情報を収集し、場合によっては彼らに資金を預けること、1シーズンか2シーズン滞在して帰国していた管貨人を広州に長期間常駐させることなど、それらは極めて単純な、会社内部の変化であった。それこそが慣習を変更させた、ということである。しかしその結果、彼らは破格の値段で茶葉を買い、生糸については産地の情報を得たことで行商との価格交渉をも有利に進められるようになった。そして行商は多くの負債を抱え、行まで乗っ取られかけたのである。

過度の誇張に思われるかもしれないが、彼らによって改変された制度が、誰にも阻まれることなく通例となっていたら、それは南京条約以降の香港や上海での貿易構造が1750年代の時点で出現していたことを意味する。良く知られているように、アヘン戦争後の上海では西洋人が商館を構え、取引に当たっては中国人買辦を雇って貿易に関する情報を収集し、内地の産地に赴かせて輸出品を買い付けさせ、場合によってはそのために必要な業務の大部分を彼らに委託していた。こうした買辦たちは西洋人企業に雇用される立場でありながら、同時に独立した商人としての側面を持ち、自己資金や雇われている西洋人企業の資金を利益の出そうな事業に投資していた。こうした取引構造の下では、行商のような仲介者は必ずしも必要ではない。翻って、1750年代に管貨人と安徽の茶商人である汪聖儀が取り結んだ関係は、管貨人のために情報収集したことや、管貨人から資金を預かって内地の茶を買いつけたことで上述の買辦と重なる。これに加えてもし管貨人が輸出入品の取引・梱包・保管に使うことのできるほど大きな行を手に入れて自由に使うことができ、汪聖儀のような商人が取引量の全てをまかなうことができたならば、官許の行商は取引構造の上では全く必要なくなる。しかも管貨人は行商から徴税という機能も取り去ろうとしていた。1758年末から59年初にかけて管貨人と広州当局とが貿易制度の変更について対立していた時に、管貨人は税金を自分たちで支払いたいと広州当局に要求していた。広州当局はこれをはねつ

けたが、管貨人の要求するところの意味は、行商を通さず取引しようとするに他ならない。以上のように、会社が仕掛けた貿易制度改変は、これほどまでに重大な内容を含んだものであった。

こうした事態を受けて広州当局は、貿易の主導権を取り戻そうとして、1759年初に貿易への規制を強めた。貿易シーズンが終わったら広州から退去せよ、という条項もこの時に作られた。そしてこの布告を巡って広州当局と管貨人が争っている間に、プリント事件が起こったのである。これによって清朝中央が広州貿易の案件に介入することになり、広州当局は防範外夷規條の制定と公行の設立を速やかに行った。この両者は広州貿易の状態を従来の形に戻すことと、西洋人の「勝手な」行動を禁止する意味を持っていた。

こうした流れから、制度の形成や変遷について得られる知見は、様々なアクターの行動が相互に作用していたということであろう。清朝中央は上諭で、広州当局は布告で、行商や管貨人は慣習によって、それぞれの利害状況の中で制度に働きかけ、制度を自己に有利なように揺り動かそうとしている。そうして起こった当事者間の利害状況の変化に対して、今後は別のアクターによる改変が試みられる。こうした繰り返しの因果関係の中で、広州貿易の制度が変遷していったのである。

ただ、本論文で取り扱った事例で注意が必要なのは、多くのアクターたちが決して自分の思う通りに自由に動けたわけではないという点であろう。管貨人は本国役員会から指示されて、会社の利益を極大化するために奔走した。中国側では、清朝中央、広州当局、行商という力関係がある中で、清朝中央は広州当局に貢品の収集を上諭によって命じ、広州当局はその貢品の確保を行商を使うことで達成しようとした。この関係を徴税に置き換えても同様の事が言えよう。こうした関係は、現場のアクターにとっては彼らの行動の背景であり、動機であり、目標となった。しかも現場の状況や現場のアクターの判断とは無関係な遠いところで、それぞれが達成すべき目標を設定されており、それができない場合には何らかの処罰や汚点とされてしまう。

しかし冷静に考えてみれば、貢品を調達するという名目があったにせよ、広州当局が西洋人の持ち込む貴重品の全てを把握しようというのは、雑多な内地人や貿易に来た外国人が混在する広州では不可能なことだったのではないか。そもそも広州での対西洋貿易は一部の期間を除いては、取引・管理・徴税を行商たちに委託し、そこに多数の商人がアクセスするというゆるやかな管理の下で成立していた。その制度に対して総督らがいかに権力を振りかざして改変を迫ったとしても、それはそれぞれの商人たちの利害状況を動揺させることを意味する以上、管貨人や行商やその他の商人と広州当局との摩擦は避けられなかった。

管貨人の側も同様に、本国で100%を越す関税を茶にかけられるというハンディを背負わされながら、広州で他国の東インド会社よりも圧倒的に有利な条件で取引しようというのは不可能なことだったのではないか。広州で取引していたのはイギリス東インド会社だけではなく、オランダ・スウェーデン・フランスなど各国の商人がおり、彼らは貿易シーズン

中の価格（ボヒーであれば 16 両前後を標準とする）で買い付けていた以上、イギリスだけが行商や内地商人に負担を強いてシーズン外に 7 両や 8 両で買い続けることは、ただちに中国側の商人らの抵抗を呼び起こしたであろう。

それでも、その無理を押し通さなければならない構造を清朝側も会社の側も抱えていたために、現場で関係の調整をすることができず、極度の対立を引き起こしてしまっていたと理解できるだろう。

清朝の対外姿勢と中央 - 地方関係

イギリスを始めとする西洋諸国との対外関係を考える上で重要なことは、交渉の現場が北京ではなく、外国船が来航した現地であったということである。そのため、それぞれの地方の官僚たちがその交渉の矢面に立たされた。清朝中央は地方から上がってきた報告を基に大方針を示し、それを実行するための手段などについては、基本的に現地の当局に委ねていたと考えられる。広州では 1754 年の保商制度化も 1755 年の「独占」布告の発布も清朝中央に報告した形跡が無いことから、広州当局に与えられた権限によって制度を改変していたと理解できる。こうした状態においては地方官僚もかなり自由に行動することができ、その結果として、楊応琚が皇帝の上諭に先だって 1757 年に寧波への来航禁止を実施して管貨人に伝えたり、甚だしい場合にはやはり寧波の道台のように会社船を寧波に留めて貿易させたりといったことが起こっていた。しかしひとたび清朝中央が介入する事態が生じると、清朝中央から調査のための官僚が送りこまれ、地方の当局の施策は中央に報告しなければならなくなる。

このことはすなわち、清朝の対外姿勢には 2 つの態度がありえたことを意味している。地方の当局が中央から与えられた大方針を達成するために、独自に行動している時期と、清朝中央からの介入があり、逐一地方から中央に裁可を求めている時期との 2 つである。これを管貨人の側から見れば、貿易を巡って対立しているのは広州当局であり、その相手を、有無を言わず屈服させる皇帝の権威が時として管貨人にとっての「福音」となる、といった図式として理解していたであろう。

そして実際、清朝中央も、地方に監視の目を光らせて介入するのは、基本的に地方の官僚たちが行っている不正を糺すことを目的としていた。対外事案で言えば、清朝中央が警戒していたのは寧波にやってきたイギリス人ではなく、それと結託して秩序を乱そうとしている官僚や商人たちがいないかどうかという点であった。清朝中央には外国人の存在そのものへの警戒心は見られず、また彼らを恐れる必要もなかったのであろう。そうしたことから、清朝中央にとって対外問題は常に国内問題として認識されたのである。

以上のような理解は、序章で提起した君主専制の問題を考えることにも通じるだろう。広州を事例として考えるならば、平時には地方官僚が与えられた大方針を基に政策・対策を練り、現地で施行するという自治的要素を含んだ方式である。しかもこの時には地方官僚は清朝中央に施政の詳細を報告する必要がない。しかし大方針が達成されない場合、官僚の綱

紀が乱れた場合、民衆統治の秩序が保たれなくなった場合などに対しては、清朝中央は強力な介入を行い、問題の解決と処罰と予防のための施策を徹底しようとする。1760年に公行が設立される時、広州当局は反対意見を述べた行商からライセンスを奪い原籍地に追放するという非常に極端な対応をした。行商らはこれによって沈黙し、管貨人らも皇帝からの命令だから覆すことはできないと聞かされ、それ以上の交渉を断念している。このような強制力を持つ清朝中央からの力それ自体を、皇帝の権力と呼んでも差し支えないだろう。

こうした権力の構造を、総督・監督と行商・管貨人の2つの視点から意味づけておきたい。総督や監督にとって清朝中央の権力は、自治的状況であろうが清朝中央が介入している状況であろうが、常に意識せざるを得なかったものであると考えられる。介入の局面は当然としても、自治的局面においても達成すべき方針や守るべき綱紀が示され、それを違えた場合には総督や監督自身の失策として清朝中央の介入を招き、悪くすれば処罰の対象となってしまう。これもやはり権力の存在を前提として成り立ちうる状況であろう。

だが自治的局面と介入の局面とでは、政策の施し方にかなり大きな違いがあったのも事実である。介入の局面では清朝中央の裁可の下った命令は、その通りに実行されなければならなかったが、自治的局面では総督・監督が立案・施行することができた。その時に注目すべきは、1754年の保商制度化の時も、55年の「独占」布告の時も、行商なり管貨人なりが自らの利益のために総督や監督に不満を伝えて政策の変更を要求し、一方の総督や監督もその意見を聞き入れ妥協しつつ政策を実行にうつしていることである。総督・監督はその立場上行商や管貨人に対して常に高圧的な態度をとるものの、広州で貿易を管理していく上で行商や管貨人の協力が必要不可欠であることは理解していた。そうした現実的關係から、これらの人々の間には相互の行動によって制度が形成される磁場が存在したのである。

このことは、行商や管貨人の視点から見た中央—地方イメージとも関係してくる。つまり行商や管貨人にとっては、自治的局面において直接対立する相手でもあり、同時に協力しなければならない相手でもあるのは、総督や監督であって清朝中央ではなかった。直接自分たちの参加する貿易に関わる制度を策定しているのが総督や監督であると認識されていれば、清朝中央の存在を日常的に意識することなく、日々の取引を遂行することができた。しかも総督・監督が自分たちに不利な政策を実施しようとする場合、交渉する余地があったのである。

しかしこうした自治的局面における常識は、清朝中央の介入の局面では全く意味をなさなかった。その時、行商や管貨人から見えるのは、一切の交渉を拒絶する広州当局と、有無を言わず制度を押し付けてくる清朝中央の姿であったろう。この段階になって、行商や管貨人は清朝中央の権力というものを意識したのではないだろうか。

以上のように本論文で行った広州貿易の実態の分析によって次の点が明らかになった。広州には平時の自治的局面と清朝中央による介入の局面とがあり、それらの形態は総督・監督から見れば常に皇帝の権力のプレッシャーに晒されている状態にあると認識された。一方行商や管貨人から見れば自治的局面の際の権力行使者は総督・監督であり、介入の局面で

はそれが清朝中央になると認識されたということである。このことは、立場や視点の違いによって権力に対する認識や関係も異なってくるという実態を示していると考えられる。

「互市システム」論についての見解

清朝の対外関係や貿易史を語る上で避けて通れないのが、近年積極的な議論が続いている「互市システム」論であろう。本論文もまさに「互市システム」論が射程とする広州での対英貿易の実態を分析したものであるため、得られた結果の中から「互市システム」論に対する筆者なりの見解を提示することも必要であると考えられる。

互市とはそもそも交易することを含意する語であるが、「互市システム」論は従来の「朝貢システム」論を批判する概念として生み出されてきた。清朝の対外貿易を語る上で従来は、清朝の対外貿易とは政府間の外交的儀礼を軸とした朝貢という制度に付随するものとして理解され、そうしたありかたを「朝貢システム」という概念で括っていた。これに対し、清朝の時代には政府間の交渉が無くとも周辺諸国や西洋諸国との貿易が成り立っていたことから、清朝の貿易を全て「朝貢システム」という概念に代表させるのは実態にそぐわないと主張したのが「互市システム」論である。そしてこの論の枠組みを示してきたのは岩井茂樹や廖敏淑らであった⁶⁷。

しかしこの論について、いくつかの批判が加えられてきた。その内容を簡単に整理すると、「互市」という語が何らかの対外的・経済的システムの名称としてふさわしいかどうか、清朝の対外貿易を「互市システム」という概念に収斂させてもよいかどうか、「互市」と称される貿易の実態はいかなるものであったかについての実証性に乏しい、といったものであった⁶⁸。

こうした研究の流れを受けて、清代の「互市」に対する理解をより深めていくために重要なのは、「互市」の実態の解明とも関連するが、「互市」によって清朝がいかなる利益を獲得したかという問題を究明していくことであると筆者は考える。この点について従来の議論では、貿易に伴う税収入による利益という側面は示されている。また平和状態を保つことによって軍事費を軽減することができるという面もありうる⁶⁹。この税収という点は、極めて重要なポイントながら、その税金が誰を富ませるのかという側面を同時に考慮しなければ、問題の本質に辿りたどりつけない。例えば本論文で検討した粤海関について言えば、粤海関

⁶⁷ 廖敏淑「清代の通商秩序と互市」、岡本隆司・川島真編『中国近代外交の胎動』東京大学出版会、2009年、岩井茂樹「帝国と互市—16-18世紀東アジアの通交—」籠谷直人・脇村孝平共編『帝国とアジア・ネットワーク—長期の19世紀—』世界思想社、2009年、同「清代の互市と“沈黙外交”」夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』京都大学学術出版会、2007年、同「朝貢と互市」『東アジア近現代通史1 東アジア世界の近代 19世紀』岩波書店、2010年。

⁶⁸ 岡本隆司「朝貢」と「互市」と海関』『史林』90巻5号、2007年、檀上寛『明代海禁—朝貢システムと華夷秩序』京都大学学術出版会、2013年。

⁶⁹ 岩井「帝国と互市—16-18世紀東アジアの通交—」、46、47頁。

の税収額を調査し報告するのは両江総督および粵海関監督であり、『宮中檔』などの檔案では、徴税問題について処理するのは戸部となっている。しかし貢品制度に関する何新華の研究では、粵海関で必要とされる経費に「備貢銀」という項目があり、55000両が計上される内、2万両は内務府に送られ、3万両は広東省に留め置かれて貢品の製造・購入のための費用に充てられたという⁷⁰。つまり、戸部管轄であるはずの粵海関から内務府に向けて恒常的に金銭を供給するシステムが存在していたということである。

また易恵莉の「清康熙朝後期の政治と日中長崎貿易」⁷¹では、内務府から江南に派遣された包衣たちが、日本との銅地金交易に資金を投資してその利ざやを内務府に送っていたことが明らかになっている。これは康熙時代の事例であるが、「互市」の影に内務府が見え隠れしていることを示している。岩井も近著の中で重要な指摘として取り上げている⁷²。

そして本論文でも第3章において、広州当局の貿易管理の背後に、内務府を通じた貢品収集という任務が存在していたことを取り上げた。貢品の収集は内務府が管轄し、そこに直接命令を下すのが皇帝で、その意を受けて任務を遂行するのが皇帝の私的使用人たる包衣であるというのが建前であったが、実際には科挙官僚である両広総督楊応琚らに向けても貢品収集の上諭が下っていた。しかも、内閣や軍機処からではなく、内務府がその上諭を伝達していたのである。

清朝内部のこうした複雑性を前提とするならば、「互市」を論じる際にも、例えば「清朝は…」「中国は…」といった主語は不用意に用いられるべきではない。むしろ、こういった使われ方をする「清朝」の中身は一体何であるかが問題とされなければならない。皇帝か、内閣か、礼部か、戸部か、内務府か。当時、中国には対外関係を担う現代の外務省のような機構は存在せず、正式にあった部署と言え、朝貢を掌る礼部ということになる。それでは「互市」を掌っていたのは誰か、という問題をどう考えるべきか。こうした点についても、清朝内部の「互市」に関わる行政構造の内実をつまびらかにしつつ、今後さらに検討と議論が進められていくべきであると考え。そうすれば、言辞や観念の上だけの「互市」論ではなく、「互市」が清朝の現実にとってどのような役割を果たしたかが自ずと明らかになるだろう。

通史的視点から

本論文の冒頭で、筆者は現在の通史における広州貿易時代認識の問題点を指摘した。それを受けて、最後に、本論文で明らかにした事を通史的視点の中に位置づけて論じてみたい。

まず、防範外夷規條や公行について、それらが西洋人の貿易状態を苦境に陥れる理不尽なものであったと、一方的に清朝側を糾弾することは実態から言って不可能である。なぜなら実態は、東インド会社による重大な貿易制度の改変の試みへの清朝側による対応という、相

⁷⁰ 何新華『清代貢物制度研究』社会科学文献出版社、2012年、134～135頁。

⁷¹ 易恵莉「清康熙朝後期の政治と日中長崎貿易」『社会科学』2004年第1期。

⁷² 岩井「清代の互市と“沈黙外交”」、377頁。

互の行動の因果関係の中で進展していったからである。

こうした因果関係を重視する視点で広州貿易時代を俯瞰すれば、例えばマカートニー使節と乾隆帝の関係についても少し違った見方ができるのではなかろうか。1793年にイギリス国王の親書を携えてマカートニーが熱河にやってきた時、乾隆帝はイギリス国王の要求を一切受け入れず、「一視同仁」（天下に分け隔てなく恩恵を与える）とか「地大物博」（中国には何でもあるので、イギリスのものなど必要ない）とか「天朝の定例に背く」などという言葉を並べた返書を持ち帰らせた。このことから、清朝は滑稽なまでに「中華思想」に凝り固まっていたという理解が広まった。

確かに国王ジョージ3世に宛てた勅諭だけを見ると、清朝の自意識のみによってイギリスを拒絶しているように解釈できるが、その勅諭を出したのと同時期に清朝中央が浙江省や広東省の督撫および粵海関監督に宛てた上諭では、次のようなイギリス認識が述べられている。

かの地〔マカオ〕で貿易している西洋人らの多くは〔イギリスとは〕別の国の人々であり、決してイギリスの仲間でもない。思うにそれらの西洋人とイギリス人とは必ずしも心を通じ合っているわけではなく、その場しのぎのために〔互いに〕平穩を保っているのであろう。マカオで貿易する西洋の別の国の人々は、おのおの生業に安んじ、〔イギリス人と〕共謀するということはない。しかしイギリス人は巧妙な企みを持っているので、断じて姑息な悪事を実行させてはならない⁷³。

また別の日付の上諭にも、

今また思うに、イギリスは西洋諸国の中でも凶暴であり、また先だって海上において西洋各国の商船を略奪し、これによって附近の「夷人」たちは〔イギリス人の〕自分勝手に横暴な振る舞いを畏れていると聞いている。現在、北京に人を駐留させることを許さなかったが、その勅諭がイギリス国王の手元に到着した後、欲する所を遂げられなかったことから口実をつけて騒動を起こすかもしれず、事態はまだ収まってはいない⁷⁴。

これらの記事が示すところは、極めて重要である。清朝中央は西洋人の中の「イギリス人」を他国人と区別して認識し、しかもその認識は、凶暴であるとか、自分勝手であるとか、常に何らかの策略を持っているといった負の認識であった。さらに、国王の要求をはねつけたことで「イギリス人」が報復のために中国で騒動を起こすのではないか、という恐れすら抱いている。清朝中央こうした認識を持つに到るには、それなりの経緯や、因果関係があっ

⁷³ 中国第一歴史檔案館編『清宮粵港澳商貿檔案全集』、中国書店、2002年、巻六、「寄諭兩広総督長麟等英王派人留京已頒勅書論駁著采辦貿易綏靖海洋」、乾隆五十八年八月十九日、3240頁。「該處〔粵門〕貿易之西洋人等多係西洋別国之人、並非該国所属、想未必皆與彼一心、臨時當先安頓。在彼貿易之西洋別国人等使其各安生業、不致為所勾結、則英吉利即有詭謀、亦断不能施其伎倆。」

⁷⁴ 『清宮粵港澳商貿檔案全集』、巻六、「寄諭兩広総督長麟等著預防英商壟断澳門貿易」、乾隆五十八年八月二十八日、3263～3264頁。「今又思英吉利在西洋諸國中較為強悍、且聞其向在海洋有劫掠西洋各国商船之事、是以附近西洋一帶夷人畏其恣橫。今不准其留人在京該国王奉到勅諭後、或因不遂所欲藉詞生事、亦未可定。」

たと推察される。本論文で取り上げた 1750 年代の出来事や、それから後マカートニー使節の派遣に至るまでの清朝・イギリス関係をつぶさに調べていくことで、この問題についても答えが得られるものと考ええる。

繰り返しになるが、広州貿易時代に起こった出来事を理解するためには、そこでイギリス人が何をやっていたかを含めて、因果関係を丹念に洗いなおしてゆくことが必要不可欠なのである。

今後の課題

本論文では公行が設立される 1760 年までを分析の対象とした。今後は、その公行が成立していた期間、すなわち 1760 年から 1771 年までの貿易実態および制度変遷を解明したい。公行というものが、広州貿易の構造の中でいかなる役割を果たしたかという問題は、イメージのみが先行していて詳しい実態は分かっていない。これを解明することは、経済史の面からも、国際関係の面からも意味のあることだと考える。

本論文は、1750 年代の広州貿易の状況の一端を明らかにしたに過ぎない。しかも、それは、イギリス東インド会社が広州に来航し始めた 18 世紀初頭からアヘン戦争まで数えて 140 年間におよぶ広州貿易全体の歴史から見れば、たかだか 10 年間などは微々たる期間である。それでも、本論文は広州貿易時代の、更には中国に対する認識が変わってゆくその始まりとなると考えたい。

参考文献一覧

史料

『粤海関志』

『粤東省例新纂』, 成文出版社, 1968 年。

『乾隆広信府志』、乾隆四十八 (1783) 年。

許地山編『鴉片戦争前中英交渉史料 達衷集』, 1928 年 (初版), 龍門書店, 1969 年。

『史料旬刊』, 国風出版社, 1963 年。

国立故宮博物院図書文献處文献股編輯『宮中檔乾隆朝奏摺』国立故宮博物院、1982~1984 年。

故宮博物院編『清代外交史料 嘉慶朝』故宮博物院、1932 年~1933 年。

中国第一歴史檔案館編『乾隆朝上諭檔』、檔案出版社、1991 年

中国第一歴史檔案館『明清澳門問題皇宮珍檔』、華寶齋出版社、1999 年。

中国第一歴史檔案館・澳門基金会・暨南大学古籍研究所合編『明清時代澳門問題檔案文献匯編』人民出版社、1999 年。

中国第一歴史檔案館等編『清宮広州十三行档案精選』, 広東經濟出版社, 2002 年。

中国第一歴史檔案館編『清宮内務府造辦處档案総匯』、人民出版社、2005 年。

中国第一歴史檔案館編『清宮粵港澳商貿档案全集』、中国書店、2002 年。

中国第一歴史檔案館編『明清宮蔵中西商貿档案』、中国檔案出版社、2010 年。

『武夷山志』、道光二十七 (1847) 年。

『福建通志』 民国十一年 (1922 年)。

劉源長『茶史』 (雍正六年)。

梁章鉅『帰田瑣記』卷七「品茶」、『清代史料筆記叢刊 帰田瑣記』中華書局、1981 年所収。

India Office Record, China Diary & Consultations, R/10/, G/12

資料

日本語

秋田茂編著『アジアからみたグローバルヒストリー: 「長期の 18 世紀」 から「東アジアの経済的再興」へ』ミネルヴァ書房、2013 年。

足立啓二『専制国家史論—中国史から世界史へ—』柏書房、1998 年。

足立啓二『明清中国の経済構造』汲古書院、2012 年。

アブナー・グライフ著、岡崎哲二・神取道宏監訳『比較歴史制度分析』、NTT 出版、2009 年。

井上進「樸学の背景」『東方学報』第 64 卷、1992 年 3 月。

岩井茂樹『中国近世財政史の研究』京都大学出版会、2004 年。

岩井茂樹編『中国近世社会の秩序形成』京都大学人文科学研究所、2004 年。

岩井茂樹「十六世紀中国における交易秩序の模索—互市の現実とその認識—」、岩井茂樹編『中国近世社会の秩序形成』京都大学人文科学研究所、2004年所収。

岩井茂樹「清代の互市と“沈黙外交”」、夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』京都大学学術出版会、2007年所収。

岩井茂樹「朝貢と互市」、和田春樹他編『岩波講座 東アジア近現代通史 1 東アジア世界の近代 19世紀』岩波書店、2010年。

上田信『中国の歴史 09 海と帝国 明清時代』講談社、2005年。

臼井佐知子『徽州商人の研究』汲古書院、2005年。

王振忠著、彭浩・相川佳之訳、臼井佐知子監訳「内陸の山岳地帯から港湾都市まで—明清以来広州貿易における徽州商人の研究—」『年報 都市史研究 18 都市の比較史』山川出版社、2011年。

大谷敏夫『清代の政治と文化』朋友書店、2002年。

岡本隆司『近代中国と海関』名古屋大学出版会、1999年。

岡本隆司「「朝貢」と「互市」と海関」『史林』90巻5号、2007年。

岡本隆司・川島真編『中国近代外交の胎動』東京大学出版会、2009年。

籠谷直人・脇村孝平『帝国とアジア・ネットワーク—長期の19世紀』世界思想社、2009年。

加藤繁「唐宋時代の商人組合「行」を論じて清代の会館に及ぶ」『支那経済史考證』(上)、東洋文庫、1952年。

菊池貴晴『増補 中国民族運動の基本構造—対外ボイコット運動の研究—』汲古書院、1974年（初版は1966年出版）。

岸本美緒『清代中国の物価と経済変動』研文出版、1997年。

岸本美緒「皇帝と官僚・紳士—明から清へ」、網野善彦・樺山紘一・宮田登他編『岩波講座 天皇と王権を考える 第2巻 統治と権力』岩波書店、2002年所収。

鞏志・姚月明「建茶史微」、高橋忠彦編『茶道学体系第7巻 東洋の茶』淡交社、2000年所収。

古泉達矢「澳門からのアヘン密輸問題とイギリス帝国—1913年アヘン協定を中心に—」、木畑洋一・後藤春美編著『帝国の長い影—20世紀国際秩序の変容—』ミネルヴァ書房、2010年所収。

後藤晴美『アヘンとイギリス帝国 国際規制の高まり 1906—43年』山川出版社、2005年。

小林隆夫「イギリスの東漸と東アジア—貿易と秩序」和田春樹他編『岩波講座 東アジア近現代通史 1 東アジア世界の近代 19世紀』岩波書店、2010年所収。

佐々木正哉「清代広東の行商制度について—その独占形態の考察—」『駿台史学』第66号、1986年。

佐々木正哉「粤海関の陋規」『東洋学報』第34巻第1・2・3・4合併号、1952年。

ジョン・コークレイ・レットサム著、滝口明子訳『茶の博物誌』講談社学術文庫、2002年。

城池孝「陝西における互市実施をめぐる—中国国家図書館蔵『兵部奏疏』よりみる隆慶和

- 議の一側面―』『東方学』第 117 輯。
- 高橋忠彦「中国茶史におけるロバート・フォーチュンの旅行記の意義」『東京学芸大学紀要 第 2 部門 人文科学』第 41 集、1990 年。
- 高畑常信「朱子学と武夷山の岩茶」『東京学芸大学紀要 第 2 部門 人文科学 第 50 集』、1999 年。
- 滝口明子『英国紅茶論争』講談社選書メチエ、1996 年。
- ダグラス・C・ノース、ロバート・P・トマス著、速水融・穂本洋哉訳『西欧世界の勃興―新しい経済史の試み』ミネルヴァ書房、1994 年。
- ダグラス・C・ノース著、竹下公視訳『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房、1994 年。
- ダグラス・C・ノース著、大野一訳『経済史の構造と変化』日経 BP 社、2013 年。
- 田中比呂志『近代中国の政治統合と地域社会―立憲・地方自治・地域エリート―』研文出版、2010 年。
- 檀上寛『明代海禁＝朝貢システムと華夷秩序』京都大学学術出版会、2013 年。
- 豊岡康史「清代中期の対外政策決定過程とその叙法―乾隆・嘉慶期の海賊問題を中心に―」東京大学文学部人文社会系研究科博士論文、2010 年。
- 中島楽章『明代郷村の紛争と秩序』汲古書院、2002 年。
- 中島楽章『徽州商人と明清中国』山川出版社、2009 年。
- 並木頼寿・井上裕正『世界の歴史 19 中華帝国の危機』中央公論社、1997 年。
- 西村孝夫『イギリス東インド会社史論―イギリス東インド貿易及び貿易思想史研究への序論』啓文社、1960 年。
- 布目潮瀨『中国の茶書 東洋文庫 289』平凡社、1976 年。
- 布目潮瀨『緑芽十片』岩波書店、1989 年。
- 布目潮瀨『中国茶の文化史 固形茶から葉茶へ』研文出版、2001 年。
- 根岸佶『買辦制度の研究』日本図書、1948 年。
- 波多野善大「中国輸出茶の生産構造―アヘン戦争前における―」『中国近代工業史の研究』東洋史研究会、1961 年。
- 羽田正『東インド会社とアジアの海』（興亡の世界史 15）講談社、2007 年。
- 羽田正『冒険商人シャルダン』講談社学術文庫、2010 年。
- 浜渦哲雄『世界最強の商社―イギリス東インド会社のコーポレートガバナンス―』、日本経済評論社、2001 年。
- 浜渦哲雄『イギリス東インド会社 軍隊・官僚・総督』中央公論新社、2009 年。
- 浜下武志『近代中国の国際的契機 朝貢貿易システムと近代アジア』東京大学出版会、1990 年。
- 濱下武志『朝貢システムと近代アジア』岩波書店、1997 年。
- 坂野正高『近代中国政治外交史：ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで』東京大学出版会、1973 年。

フィリップ・オドレール著、羽田正編『フランス東インド会社とポンディシェリ』山川出版社、2006年。

藤原敬士「18世紀中葉の広州における行外商人の貿易参入に関する布告の分析」『東洋学報』、第91巻第3号、2009年。

夫馬進『中国東アジア外交交流史の研究』京都大学学術出版会、2007年。

古田和子編著『中国の市場秩序：17世紀から20世紀前半を中心に』慶應大学出版会、2013年。

松本忠雄「広東の行商及夷館」（上中下）『支那』第22巻第12号・第23巻第1～2）。

宮下忠雄「清朝の閉関政策」『経済学研究年報（神戸大学）』16号、1969年。

宮崎其二「阿片戦争の経済的意義」『社会経済史学』、第2巻第2号、1932年。

武藤長蔵『広東十三行図説』山口高等商業学校、1931年。

村尾進「乾隆己卯一都市広州と澳門がつくる辺疆」『東洋史研究』65巻4号、2007年。

村上衛『海の近代中国』名古屋大学出版会、2013年。

本野英一『伝統中国商業秩序の崩壊』名古屋大学出版会、2004年。

本野英一「在華外国人側より見た「大鬧会審公廨案（1905）」に関する一考察」、斯波義信編『モリソンパンフレットの世界』東洋文庫、2012年所収。

矢沢利彦『西洋人の見た中国皇帝』東方書店、1992年。

矢沢利彦『グリーン・ティーとブラック・ティー』汲古書院、1997年。

矢野仁一『近代支那外国関係研究』、弘文堂、1928年。

矢野仁一『近世支那外交史』、弘文堂、1930年。

矢野仁一『近代支那の政治及文化』、イデア書院、1926年。

吉澤誠一郎『天津の近代』名古屋大学出版会、2002年。

吉澤誠一郎『清朝と近代世界 19世紀 シリーズ中国近現代史①』岩波書店、2010年。

廖敏淑「清代の通商秩序と互市」、岡本隆司・川島真編『中国近代外交の胎動』東京大学出版会、2009年。

レオス・ミュラー著 玉木俊明・根本聡・入江幸二『近世スウェーデンの貿易と商人』嵯峨野書院、2006年。

中国語文献（ピンイン順）

曹英「鴉片戦争前中英貿易中の壟断問題」『湖南商学院学报』12巻5号、2005年10月。

曹雯「清代広東体制再研究」『清史研究』、2006年第2期、2006年。

陳文化「探尋“信陽紅”的歷史座標—在“信陽紅風暴”之北京論茶活的發言」『農業考古』2012年2期（総第120期）、2012年4月。

戴逸「清代乾隆朝的中英關係」『清史研究』1993年第3期（総第11期）、1993年。

広州歴史文化名城研究会・広州市荔湾区地方志編纂委員会編『広州十三行滄桑』、広東省地図出版社、2001年。

管重東「清代前期廣州口岸中西貿易的行外商人」、廣州歷史文化名城研究會·廣州市荔灣區地方志編纂委員會編『廣州十三行滄桑』、廣東省地圖出版社、2001年所収。

何新華『清代貢物制度研究』社會科學文獻出版社、2012年。

胡德生「清代廣式家具」『故宮博物院院刊』、1986年第3期（總第33期）、1986年。

黃啓臣·龐新平『明清廣東商人』、廣東經濟出版社、2001年。

黃啓臣·梁承鄴『廣東十三行之一 梁經國天寶行史迹』、廣東高等教育出版社、2003年。

黃國盛『鴉片戰爭前的東南四省海關』、福建人民出版社、2000年。

冷東「20世紀以來十三行研究評析」『中國史研究動態』2012年第3期、2012年。

李金明「廣東十三行：清代封建外貿制度的犧牲品」『廣東社會科學』2010年第2期、2010年。

劉鳳翰『圓明園興亡史』文星書店、1963年。

梁嘉彬『廣東十三行考』、國立編譯館、1937（民國26）年。

劉靜「清代宮中的廣州象牙彫刻」『故宮博物院院刊』、1986年第3期（總第33期）、1986年。

林姝「雍正時期玻璃制品與朝政的關係」『故宮博物院院刊』、2008年第5期（總第139期）、2008年。

林永匡·王熹「清代長蘆鹽商與內務府」『故宮博物院院刊』、1986年第2期（總第32期）、1986年。

呂鉄貞「公行制度初探」『廣西師範大學學報（哲學社會科學版）』40卷2號、2004年4月。

馬冀『中國名城歷代貢品錄』、文匯出版社、1991年。

潘剛兒·黃啓臣·陳國棟『廣州十三行之一 潘同文（孚）行』華南理工大學出版社、2006年。

潘根生『茶業大全』中國農業出版社、1995年度版。

彭澤益「清代廣東洋行制度的起源」『歷史研究』1957年第1期。

彭澤益「廣東十三行統探」『歷史研究』1981年第4期。

祁美琴『清代內務府』、江寧民族出版社、2009年。

商芝楠「清宮作鐘處在康、乾兩代的變遷」『故宮博物院院刊』、1986年第1期（總第31期）、1986年。

商芝楠「清代宮中的廣東鐘表」『故宮博物院院刊』1986年第3期（總第33期）、1986年。

孫麗娟『清代商業社會的規則與秩序』、中國社會科學出版社、2005年。

湯象龍「十八世紀中葉粵海關的腐敗」、包遵彭·李定一·吳相湘『中國近代史論叢』第1輯第3冊、正中書局、1956年所収。

楊伯達「清乾隆五十九年廣東貢物一瞥」『故宮博物院院刊』1986年第3期（總第33期）、1986年。

楊伯達「從清宮舊藏十八世紀廣東貢品管窺廣東工藝的特點與地位—為《清代廣東貢品展覽》而作」、故宮博物院〔北京〕·香港中文大學文物館編『清代廣東貢品』故宮博物院〔北京〕·香港中文大學文物館、1987年所収。

徐海榮主編『中国茶事大典』、華夏出版社、2000年。

易惠莉「清康熙朝後期の政治与日中長崎貿易」『社会科学』2004年第1期。

章文欽『広東十三行与早期中西關係』広東經濟出版社、2009年。

張存武『光緒卅一年中美工約風潮』中央研究院近代史研究所、1966年。

張燕清「英国東印度公司对華茶葉貿易方式探析」『中国社会經濟史研究』2006年第3期、2006年。

周湘「清代広州行商倪秉登事迹」『中山大学學報（社会科学版）』2001年第5期第41卷（総173期）、2001年。

「中国茶典」編委会編『中国茶典』（上下）、貴州人民出版社、1995年。

朱雍「洪仁輝事件与乾隆の限関政策」『故宮博物院院刊』1988年第4期（総第42期）、1988年。

鞠德源「清代耶穌会士与西洋奇器」『故宮博物院院刊』1989—1（総第43期）、1989年。

欧米文献

Auber, Peter, *China, an Outline of its Government, Laws, and Policy: and of the British and Foreign Embassies to, and Intercourse with That Empire*, Parbury, Allen and co., London, 1834.

Ball, Samuel, *An Account of the Cultivation and Manufacture of Tea in China: Derived from Personal Observation during an Official Residence in that Country from 1804 to 1826*, London, 1848

Blusse, J. L., *Strange Company: Chinese Settlers, Mestizo Women and the Dutch in VOC Batavia*, Leiden: KITLV Press, 1986.

Blusse, J. L., *Badaweiya huaren yu zhonghe maoyi 巴达维亚华人与中荷贸易*, Nanning: Guangxirenmen chubanche, 1997.

Bulley, Anne, *The Bombay Country Ships 1790-1833*, Richmond, Surrey; Curzon Press, 2000.

Cai Hongsheng, Leonard Blusse, et al., *Sailing the Pearl River, Dutch Enterprise in South China 1600-2000*, Guangzhou: Guangzhou Publishing House, 2004.

Chaudhuri, K. N., *The English East India Company: the Study of Early Joint Stock Company 1600-1640*, Frank Cass & Co. Ltd (London), 1965.

Chaudhuri, K. N., *The Trading World of Asia and the English East India Company 1660-1760*, Cambridge University Press, 1978.

Chaudhuri, K. N., The “New Economic History” and the business records of the East India Company, P. L. Cottrell and D. H. Aldcroft (eds.) *Shipping, Trade and Commerce*,

- Leicester University Press, 1981.
- Chaudhuri, K. N., *The English East India Company in the 17th and 18th Centuries; A Pre-modern Multinational Organization*, Patrick Tuck (ed.), *Trade, Finance and Power*, Routledge, 1998.
- Ch'en, Kuo-tung Anthony, *The Insolvency of the Chinese Hong Merchants, 1760-1843*, Taipei, 1990.
- Cheong, Weng Eang, *The Hong Merchants of Canton, Chinese Merchants in Sino-Western Trade*, Surrey, 1997.
- Cheong, Weng Eang, *Mandarins and Merchants: Jardine Matheson & Co., a China Agency of the Early Nineteenth Century*, London: Curson Press, 1979.
- Cotton, Evan, *East Indiamen: The East India Company's Maritime Service*, Batchworth Press, 1949.
- Davis, John Francis, *The Chinese: a General Description of the Empire of China and Its Inhabitants*, Charles Night, London, 1836.
- Dermigny, Louis, *La Chine et Lioccident, Le Commerce a Canton au X V III e siecle, 1719-1833*, Imprimerie nationale ·Paris, 1964.
- Eames, James Bromley. *The English in China: Being an Account of the Intercourse and Relations between England and China from the year 1600 to the year 1843 and a Summery of Later Developments, first edition 1909, Pitman, London.*
- Fairbank, J. K., M. H. Coolidge, R. J. Smith, *H. B. Morse-Customs Commissioner and Historian of China*, The University Press of Kentucky, 1995.
- Farrington, Anthony, *Trading Places. The East India Company and Asia 1600-1834*, The British Library, 2002.
- Fortune, Robert, *Three Year's Wanderings in the Northern Provinces of China, Including a Visit to the Tea, Silk and Cotton Countries; with an Account of the Agriculture and Horticulture of the Chinese, New Plants, etc.*, Second Edition, London, 1847.
- Fortune, Robert, *A Journey to the Tea Countries of China; Including Sun-lo and Bohea Hills; with a Short Notice of the East India Company's Tea Plantations in the Himalaya Mountains*, London, 1852.
- Foster, William, *England's Quest of Eastern Trade*, Routledge, 1998.
- Gaastra, Femme, *The Dutch East India Company – Expansion and Decline*, Zutphen, 2003.
- Gardella, Robert, *Harvesting Mountains, Fujian and the China Tea Trade, 1757-1937*, University of California Press: Berkeley, Los Angers, London, 1994.
- Yong Liu, *The Dutch East India Company's Tea Trade with China 1757–1781*, Leiden: Boston, 2007.

- Greenberg, Michael, *British Trade and Opening of China 1800-42*, Cambridge University Press, 1951.
- Hunter, W. C., *The Fan Kwae at Canton, Before Treaty Days 1825-1844, by an Old Resident*, London, 1882.
- Hunter, W. C., *Bits of Old China*, Kelly & Walsh, Shanghai, 1911
- Lawson, Philip, *The East India Company*, Longman; London & New York, 1987.
- Liu, Yong. *The Dutch East India Company's Tea Trade with China 1757-1781*, Leiden: Boston, 2007.
- Macgowan, D. J., 'Chinese Guilds or Chambers of Commerce and Trade Union', in *Journal of the North China Branch of the Royal Asiatic Society*, 1886
- Marshall, P. J., Private British Trade in the Indian Ocean Before 1800, Patrick Tuck (ed.), *The East India Company, 1600-1858: Trade Finance and Power*, Routledge, 1998.
- Martin, Robert Montgomery, *British Relations with the Chinese Empire in 1832: Comparative Statement of the English and American Trade with India and Canton*, Parbury, Allen & Co., 1832.
- Martin, Robert Montgomery, *China: Political, Commercial, and Social; in an Official Report to Her Majesty's Government*, London, 1847.
- Moir, Martin, *A General Guide to the India Office and Records*, The British Library, 1988.
- Morse, Hosea Ballou, *The Chronicles of the East India Company Trading to China, 1635-1834*, 5 vols., Oxford, 1926, 1929.
- Morse, Hosea Ballou, *The International Relation of the Chinese Empire*, Longmans, Green & Co., London, 1910-18
- Morse, Hosea Ballou. *The Guilds of China: with an Account of the Guild Merchant or Co-Hong of Canton*, 2nd edition, Shanghai, 1932.
- Morse, Hosea Ballou, *Trade and Administration of China*, Kelly & Walsh, Shanghai, 1908.
- Pagani, Catherine, *"Eastern Magnificence & European Ingenuity": Clocks of Late Imperial China*, Ann Arbor, 2001.
- Pott, Francis L. H., *A Sketch of Chinese History*, Shanghai, 1903.
- Pritchard, Earl H. *The Crucial Years of Early Anglo-Chinese Relations, 1750-1800*, Research Studies of the State College of Washington, Vol. 4, Nos. 3-4, 1936.
- Pritchard, Earl H. *Bulletin of Far Eastern Bibliography*, New York, 1968.
- Pritchard, Earl H. *Anglo-Chinese Relations during the Seventeenth and Eighteenth Centuries*, Urbana: University of Illinois, 1929.
- Sutton, S. C., *A Guide to the India Office Library with a note on the India Office Records*, London, 1967.

- Torbert, P. M. *The Ch'ing Imperial Household Department, A Study of its Organization and Principal Function, 1662-1796*, Harvard University Press, 1977.
- Van Dyke, P. A., *Merchants of Canton and Macao, Politics and Strategies in Eighteenth-Century Chinese Trade*, Hong Kong University Press, 2011.
- Van Dyke, Paul A., *The Canton Trade, Life and Enterprise on the China Coast 1700-1845*, Hong Kong, 2005.
- Van Dyke, Paul A., "The Ye Merchants of Canton, 1720-1804", *Review of Culture*, No. 13, 2005.
- Wang Gungwu, Ng Chin-keong (eds.), *Maritime China in Transition 1750-1850*, Weisbaden; Harrassowitz Verlag, 2004.
- Wild, Antony, *The East India Company. Trade and Conquest from 1600*, Harper Collins Illustrated; London, 1999.
- Willis, John E. Jr., "Very Unhandsome Chops": The Canton System Closes In, 1740-1771, Hao, Yan Ping, Wei, Xiu Mei ed., *Tradition & Metamorphosis in Modern Chinese History: essay in honor of professor Kwang-Ching Liu's seventy-fifth birthday*,